# 第３期伊根町地域福祉計画・
# 地域福祉活動計画

令和７(2025)年度～令和１１(2029)年度

伊根町・伊根町社会福祉協議会

# 目次

## 第Ⅰ部　地域福祉計画・地域福祉活動計画


第１章　計画の概要 ･･････････････････････････････････････････ １

１　計画策定の趣旨 ･･････････････････････････････････････････ 1
２　地域福祉とは ･･････････････････････････････････････････････ 1
３　計画の位置づけ ････････････････････････････････････････････ 2
４　計画の期間 ････････････････････････････････････････････････ 3
５　計画の推進体制・進行管理 ･･････････････････････････････････ 3

第２章　地域を取り巻く環境と課題 ･･････････････････････････････ ４

１　各種統計からみた状況 ･･････････････････････････････････････ 4
（１）人口の推移 ･･････････････････････････････････････････････ 4
（２）高齢化率 ････････････････････････････････････････････････ 6
（３）出生率 ･･････････････････････････････････････････････････ 8
（４）要支援・要介護認定者数の推移 ････････････････････････････ 9
（５）障害者手帳の所持者数の状況 ･･････････････････････････････ 9
（６）ボランティア登録者数の推移 ･･････････････････････････････ 10
（７）老人クラブ会員数の推移 ･･････････････････････････････････ 10
２　アンケート調査結果からみた状況 ･･････････････････････････････ 11
（１）伊根町の住みやすさ ･･････････････････････････････････････ 12
（２）新型コロナウイルス感染症による生活の変化 ････････････････ 13
（３）伊根町のよいところ ･･････････････････････････････････････ 13
（４）伊根町の改善していくべきところ ･･････････････････････････ 14
（５）伊根町で暮らすために必要なこと ･･････････････････････････ 15
（６）町政に対する評価、取組みへの力の入れ具合 ････････････････ 15
（７）伊根町社会福祉協議会の取組みの充実 ･･････････････････････ 16
（８）暮らしの楽しみ ･･････････････････････････････････････････ 17
（９）暮らしの悩み・不安・困りごと ････････････････････････････ 18
（１０）参加してみたい講座や集まり ････････････････････････････ 19
（１１）会やグループ等への参加頻度 ････････････････････････････ 20
（１２）地域や近隣住民との関わり ･･････････････････････････････ 20
（１３）相談相手 ･･････････････････････････････････････････････ 22

第３章　基本理念と基本目標 ･･････････････････････････････････ ２４

１　基本理念 ･･････････････････････････････････････････････････ 24
２　基本目標 ･･････････････････････････････････････････････････ 24
３　計画の体系 ････････････････････････････････････････････････ 26

第４章　取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
基本目標１　サービスを利用しやすいしくみづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 第Ⅰ部　地域福祉計画・地域福祉活動計画

## 第１章　計画の概要

### １　計画策定の趣旨

近年では、少子高齢化・人口減少社会の進行、それに伴う家族形態や社会構造の変化、地域のつながりの希薄化など様々な課題が散在しています。

これらの状況を踏まえ、伊根町では、平成２９年度から令和元年度までを計画期間とする「伊根町地域福祉計画」に始まり、第２期では伊根町社会福祉協議会[1]が策定する地域福祉活動計画と一体化した計画として、令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「第２期伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、伊根町民の福祉の向上及び地域福祉の充実を図ってきました。

最近では前述の課題に加え、こどもの貧困やヤングケアラー[2]などのこどもを取り巻く課題、新型コロナウイルス感染症[3]の影響による孤独・孤立の深刻さなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化しています。

この度、令和７年３月をもって第２期計画期間が満了するにあたり、引き続き地域福祉の取り組むべき事項を明確化し、さらなる充実を図り、地域共生社会[4]の実現のため伊根町と伊根町社会福祉協議会が両輪のように連動し、一体として取り組む「第３期伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

### ２　地域福祉とは

地域福祉とは、こども、障害のある方、高齢者まで、それぞれの地域において誰もが生きがい[5]を持ち安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がともに支え合い協力して、普段の暮らしの幸せを創っていこうとする取組みです。

「社会福祉法」には、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

---

[1] 社会福祉協議会：全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体で地域福祉推進のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。

[2] ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。

[3] 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）：重症急性呼吸器症候群コロナウイルス２（SARS-CoV2）による感染症。令和元年（2019）末中国・武漢で拡大が判明し、翌年１月１５日に日本で初めて確認された。同年２月１日から指定感染症（SARS、鳥インフルエンザ等）に指定され、その後「２類相当」と表現された。令和５年（2023）５月８日から５類感染症（季節性インフルエンザ等）に指定された。

[4] 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や支え手、受け手という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

[5] 生きがい：心の満たされる満足感、幸せが実感できる幸福感、生きていくはりあいや喜び。

## ３　計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する地域福祉計画と、同法第 109 条の規定に基づき設置される社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とを一体化した計画です。

「第３期伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第６次伊根町総合計画[6]を上位計画に位置づけ地域福祉を推進します。また、「伊根町高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画[7]」、「伊根町障害者基本計画及び伊根町障害福祉計画・障害児福祉計画[8]」、「伊根町子ども・子育て支援事業計画[9]」など、分野別福祉計画の上位計画に位置づけ、共通して取り組むべき政策を横断的に進める羅針盤の役割を果たします。

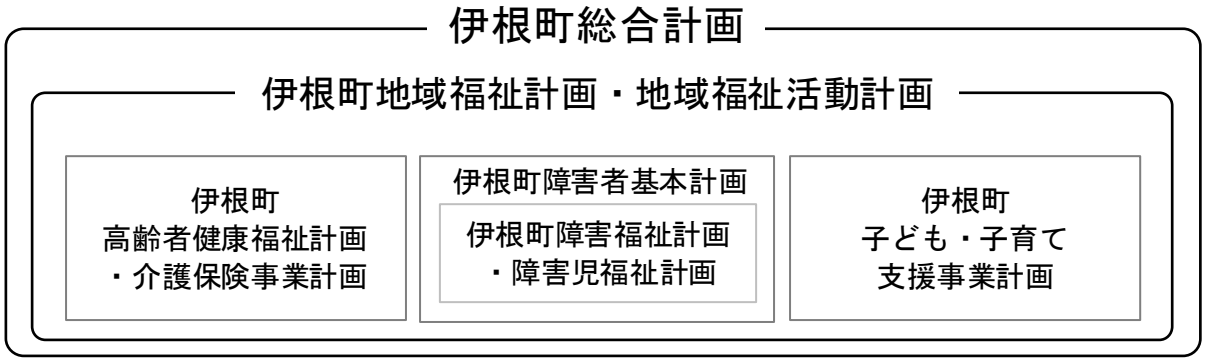


[6] 総合計画：自治体の全ての計画の基本となる計画。同じ目的に向かって住民、地域、行政が各々の立場から取り組むことができる計画として策定するもので、「基本構想」と「基本計画」で構成される。「基本計画」は、目指すべき将来像とその将来像を実現するためのまちづくりの考え方や基本方向を示し、「基本計画」は将来像の実現を目指し個別課題を解決するための施策を示す。本町は、令和２年３月に第６次伊根町総合計画を策定した。前期基本計画は、令和２年度から６年度、後期基本計画は令和７年度から１１年度までの計画期間。

[7] 高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画：令和６年３月に第１０次高齢者健康福祉計画・第９期介護保険事業計画を一体的に策定した。老人福祉法と介護保険法に基づき策定すべき計画であり、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病予防、介護予防、また社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくり等の推進を図るもので地域福祉計画と関連するところが多い。

[8] 障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画：令和３年３月に第３次障害者基本計画を、令和６年３月に第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画を策定した。障害者基本法では「共生社会の実現」を基本原則としており、「社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去」という理念は地域福祉計画の基本目標と関連するところが多い。

[9] 子ども・子育て支援事業計画：令和７年３月に第３期子ども・子育て支援事業計画を策定した。次代を担うこどもを生み育てる家庭を地域社会全体で支援し、こどもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画。

## ４　計画の期間

計画の期間は、令和７（2025）年度から令和１１（2029）年度までの５か年とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 計画名 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合計画 | 第6次（前期） | | | | | 第6次（後期） | | | | |
| **地域福祉計画<br>・地域福祉活動計画** | 第2期 | | | | | **第3期** | | | | |
| 高齢者健康福祉計画<br>・介護保険事業計画 | 第8次<br>第7期 | 第9次・第8期 | | | 第10次・第9期 | | | 第11次・第10期 | | |
| 障害者基本計画 | 第2次 | 第3次 | | | | | | 第4次 | | |
| 障害福祉計画<br>・障害児福祉計画 | 第5期<br>第1期 | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | | 第8期・第4期 | | |
| 子ども・子育て<br>支援事業計画 | 第2期 | | | | | 第3期 | | | | |

## ５　計画の推進体制・進行管理

住民主体の計画策定を図るため、町内関係団体代表が参画する地域福祉推進会議を設置し、計画の策定とその推進について検討しました。

また、本会議において、計画の進行状況の点検・評価をし、改善するＰＤＣＡサイクルを展開し、継続的改善を行います。

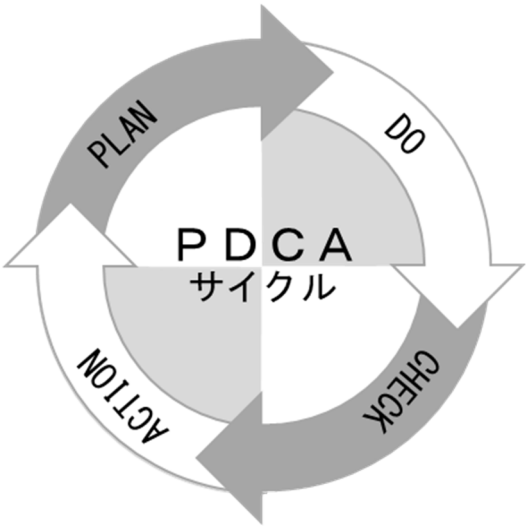

# 第２章　地域を取り巻く環境と課題

## １　各種統計からみた状況

### （１）人口の推移

人口は、令和６年９月末時点で１，８７１人となっており、令和２年から１８０人（人口増減率[10]－８．８％）減少しています。

年齢５区分別人口割合の推移及び人口構造を見ると、７５歳以上に令和４年から団塊の世代[11]が含まれるようになり増加傾向にあります。伊根町では、団塊の世代の次の年齢区分の男性人口が突出しており、今後さらに増加することが予測されます。０～１４歳も近年は増加傾向にありましたが、令和４年から出生数が低調（（３）出生率[12]参照）であるため、今後減少すると見込まれます。生産年齢人口[13]の割合も令和５年に前年より０．１ポイント微増しましたが、減少傾向です。

**人口の推移**

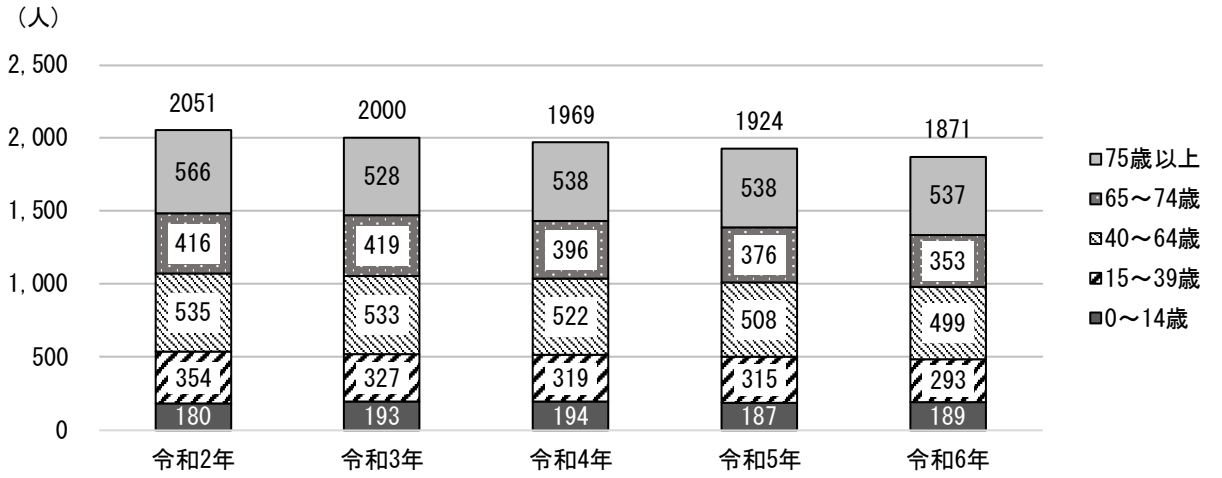


資料　住民基本台帳（各年９月末時点）

[10] 人口増減率：人口増減数を期首人口で除したもの。（本章では、令和２年から令和６年までの人口増減数を令和２年人口で除したもの。）

[11] 団塊の世代：第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（昭和 22(1947)年（令和６年中に 77 歳となる。）～昭和 24(1949)年（令和６年中に 75 歳となる。）生まれ)。

[12] 出生率：人口千人あたりの年間出生数の割合。

[13] 生産年齢人口：生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口。15 歳以上 65 歳未満の人。

## 年齢５区分別人口割合の推移

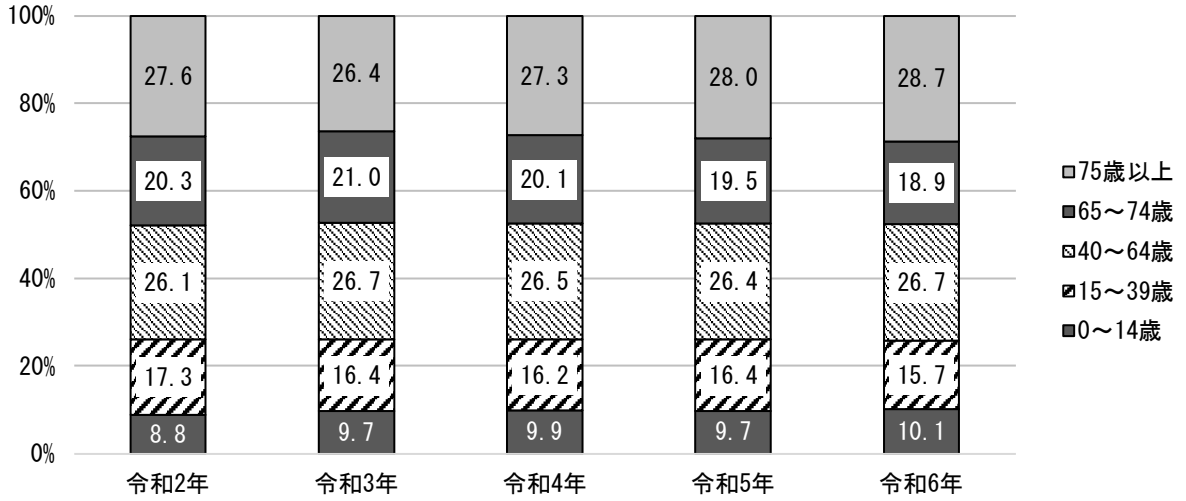


資料　住民基本台帳（各年９月末時点）

## 人口構造

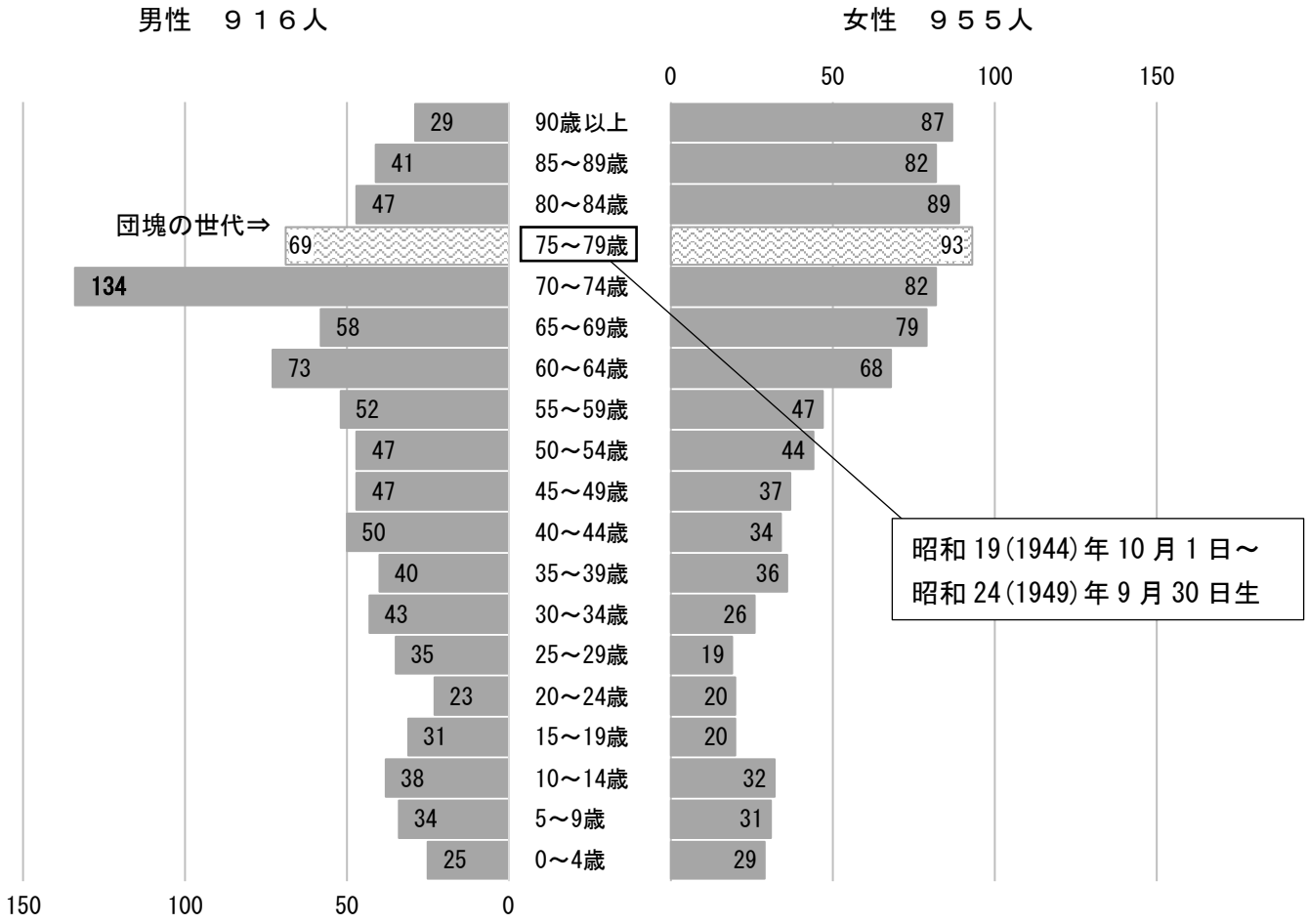


資料　住民基本台帳（令和６年９月末時点）

（２）高齢化率[14]

高齢化率は、令和２年にピークを迎え、令和３年にはやや下がりましたがその後微増しています。

高齢者世帯数の推移を見ると、令和２年には過去と比較し単独世帯と夫婦のみの世帯が増加していることがわかります。

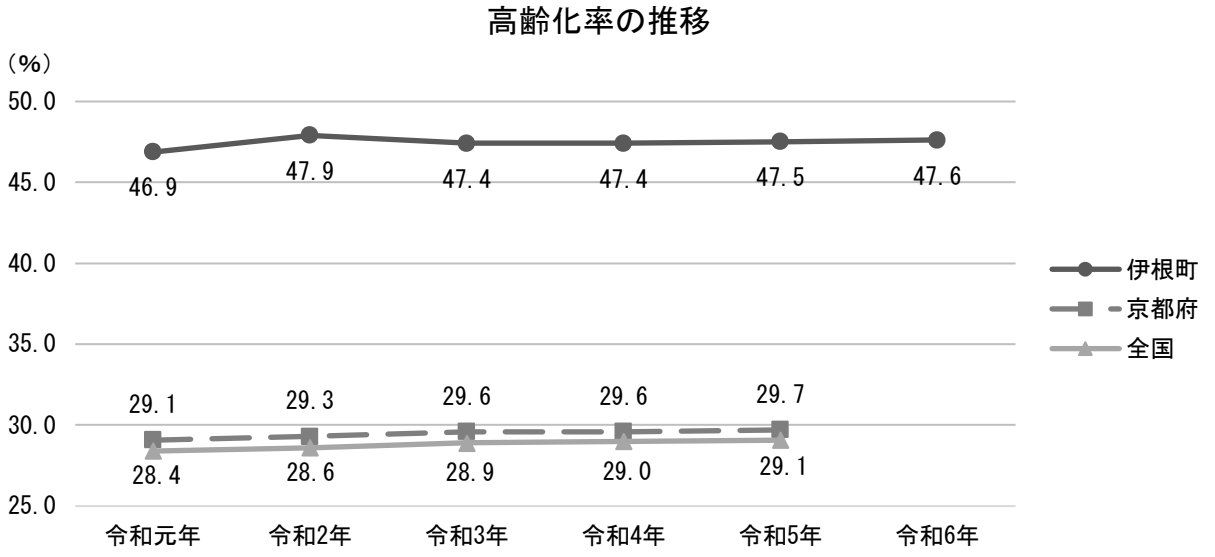


資料　伊根町……住民基本台帳（各年９月末現在）

京都府・全国…令和２年は国勢調査、その他は総務省「人口推計」（各年１０月１日現在）

※京都府と全国の令和６年の数値は未確定です。

[14] 高齢化率：総人口に占める老年人口（65 歳以上）の割合。総人口の中で老年人口が相対的に増加することを人口高齢化という。

## 高齢者世帯数の推移

| | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| 総世帯数（一般世帯※1） | 1055 | | 973 | | 936 | | 871 | | 847 | |
| うち 65 歳以上世帯員のいる世帯 | 787 | 100.0% | 743 | 100.0% | 692 | 100.0% | 646 | 100.0% | 610 | 100.0% |
| 単独世帯 | 154 | 19.6% | 156 | 21.0% | 181 | 26.2% | 164 | 25.4% | 181 | **29.7%** |
| （再掲）75 歳以上世帯員のいる世帯 | 90 | | 93 | | 131 | | 117 | | 110 | |
| （再掲）85 歳以上世帯員のいる世帯 | 12 | | 18 | | 32 | | 42 | | 42 | |
| 夫婦のみの世帯 | 218 | 27.7% | 196 | 26.4% | 172 | 24.9% | 179 | 27.7% | 180 | **29.5%** |
| （再掲）75 歳以上世帯員のいる世帯 | 81 | | 99 | | 94 | | 98 | | 93 | |
| （再掲）85 歳以上世帯員のいる世帯 | 10 | | 13 | | 16 | | 20 | | 25 | |
| 65 歳以上同居世帯※2 | 415 | 52.7% | 391 | 52.6% | 339 | 49.0% | 303 | 46.9% | 249 | 40.8% |

※1　国勢調査において、「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮や寄宿舎の学生、病院等の入院者、社会施設の入所者等から成る世帯をいう。

※2　65 歳以上同居世帯＝うち 65 歳以上世帯員のいる世帯－（単独世帯＋夫婦のみの世帯）

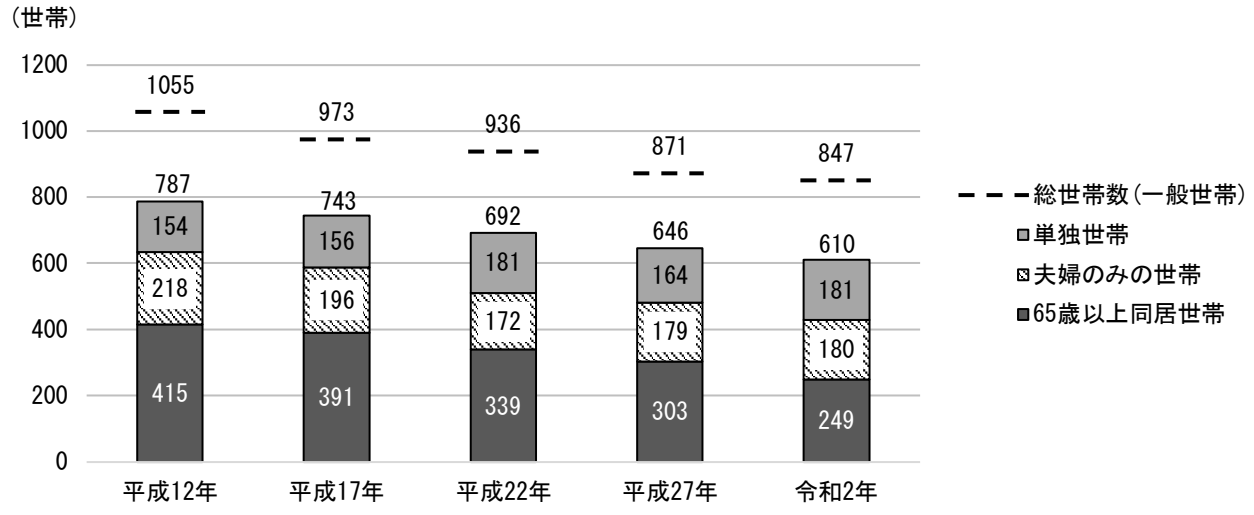


資料　国勢調査（各年１０月１日現在）

（３）出生率

出生者数は、過去と比較し平成２８年から１２名以上と安定した数値をたどっており、令和３年には１６人もの出生者がありましたが、令和４年は８人、令和５年は９人、令和６年には７人と少なくなっています。

合計特殊出生率[15]を見ると、全国と京都府を上回っており、平成１５年～１９年まで減少を続けてきましたが、以降増加に転じています。しかしながら、前述のとおり令和４年から出生数減少しており、今後は下降すると見込まれます。

出生率

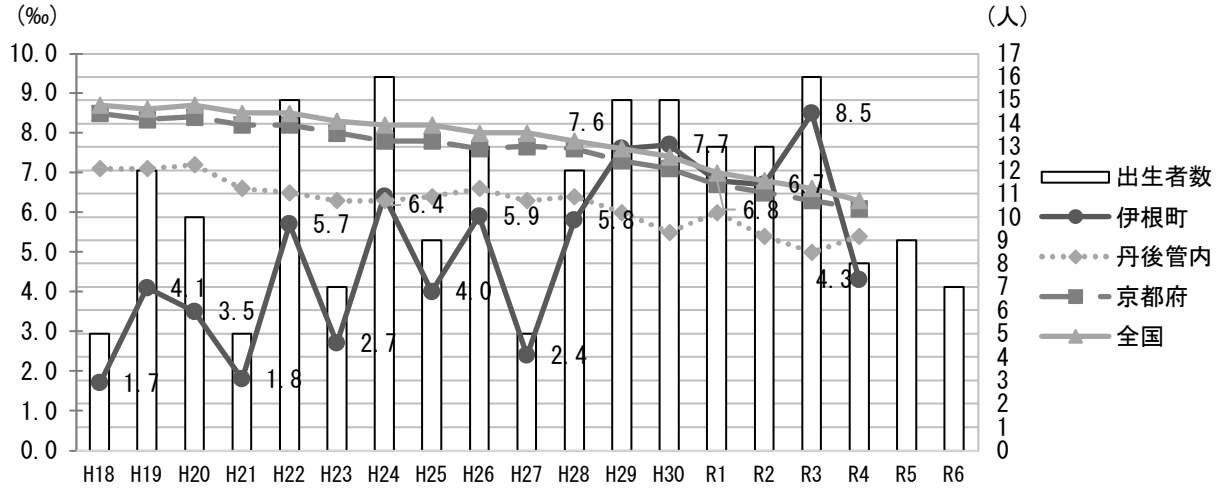


資料　出生者数：住民基本台帳年間出生者数、出生率：人口動態統計（～令和４年）

合計特殊出生率

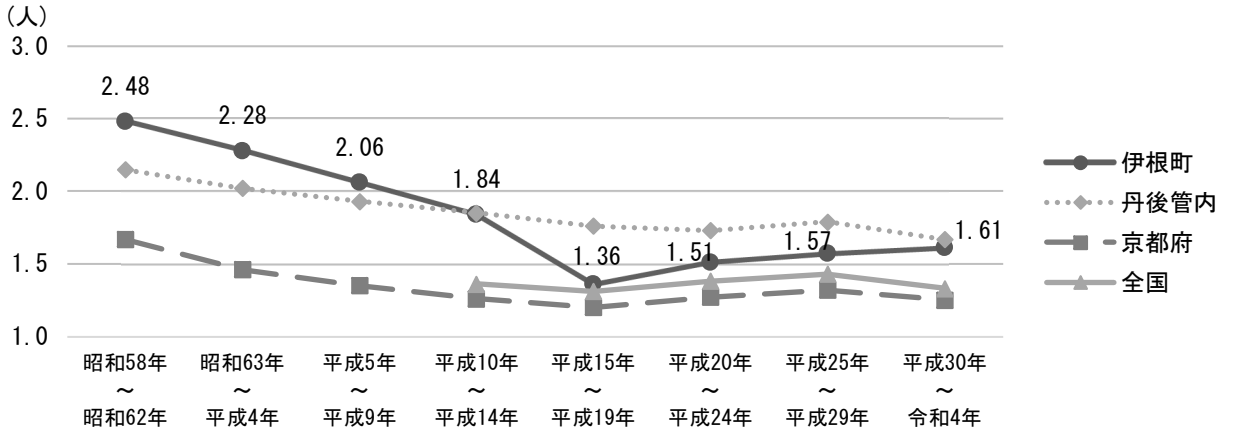


資料　人口動態統計特殊報告（ベイズ推定値[16]）

[15] 合計特殊出生率：人口千人あたり年間出生数を表す指標の一つ。各年齢（15～49 歳の 35 階層）の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯何人のこどもを産むのかを推計したもの。生涯に産むこどもの数をみるには、本来なら毎年産まれてくる女子が高齢になるまで待ってその平均を求めなければならない。

[16] ベイズ推定値：小地域の観測データが少ないことによる不安定性を緩和するため、広い地域（都道府県等）の情報を活用し、各市町村のデータを総合して推定する手法を用いて算出した数値。

（４）要支援[17]・要介護[18]認定者数の推移

令和２年の２７９人をピークに減少に転じ、令和５年には平成３０年以降最小の２４７名となっており、人口減少に伴い減少が続くと見込まれます。

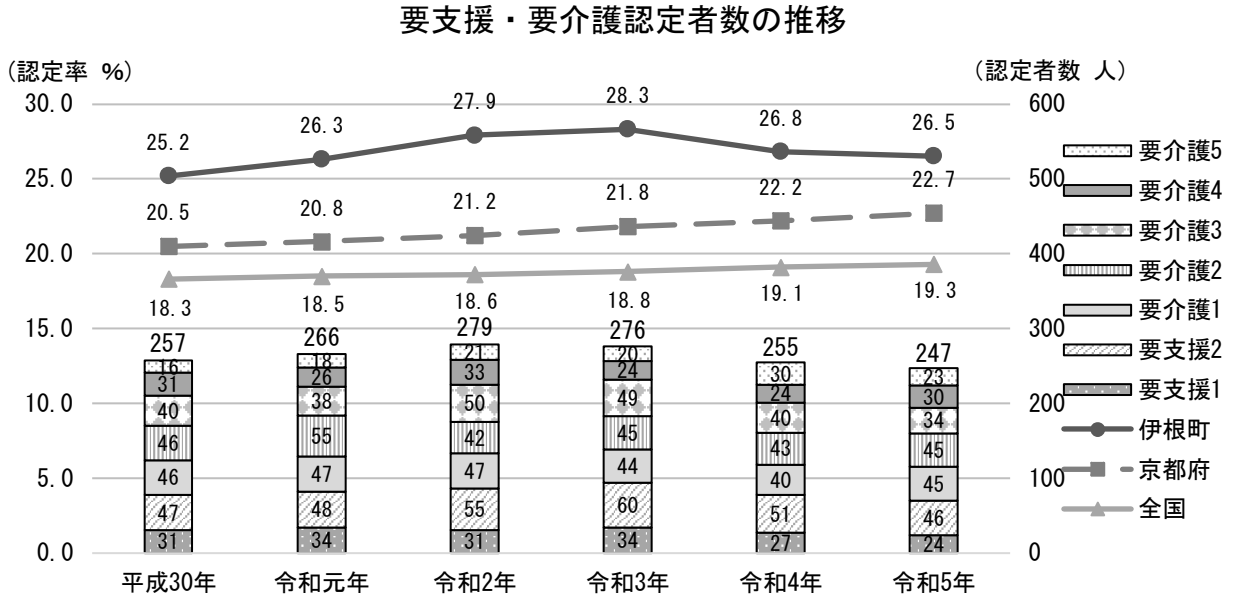


※認定率：第１号被保険者数に対する第１号認定者数の割合

資料　介護保険事業状況報告（各年９月末）

（５）障害者手帳[19]の所持者数の推移

障害者手帳所持者は、令和４年に一時増加がありましたが、身体障害者手帳所持者の減少により全体数も減少傾向です。

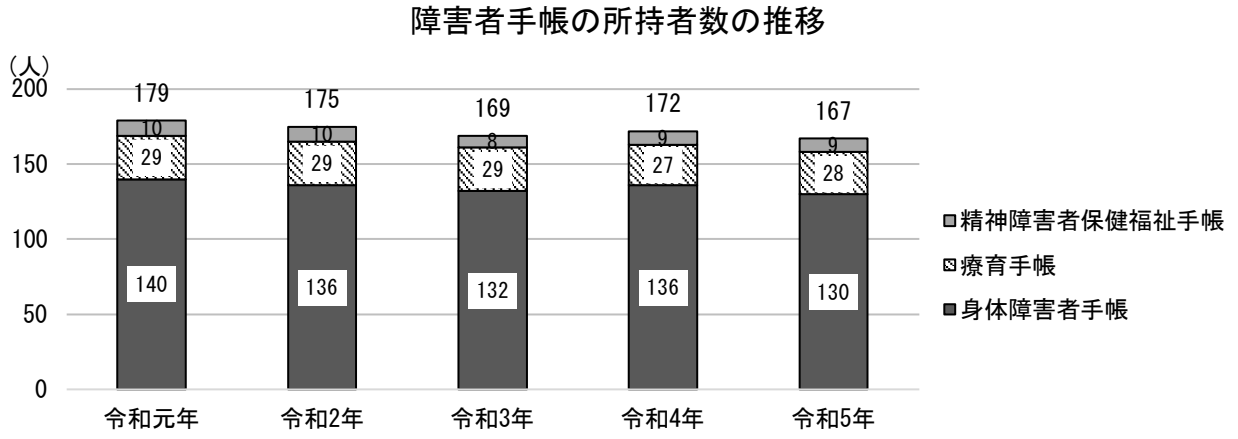


資料　保健福祉課調べ（各年度末）

[17] 要支援：要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して日常生活に支障があると見込まれる状態。介護保険では要支援１～２の２段階の認定が行われる。

[18] 要介護：身体上又は精神上の障害により、入浴、排泄、食事等の日常生活の基本的動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態。介護保険では要介護１～５の５段階の認定が行われる。

[19] 障害者手帳：一定の障害程度に該当するとして認定された方に対して交付される手帳。障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。

（６）ボランティア[20]登録者数の推移

ボランティア登録者数は、平成２１年度の３９４人以降年々減少傾向となっており、また、平成３０年度には多くのボランティアにより支えられてきた給食サービスが終了したため、翌年の登録者数が大きく減少しました。

令和２年度から新型コロナウイルス感染症の流行によりボランティア活動全般が停滞し、見切りをつけた登録者が減少しましたが、令和５年度からの活動再開による新規登録者によりコロナ流行前に近い登録者数となっています。

**ボランティア登録者数の推移**

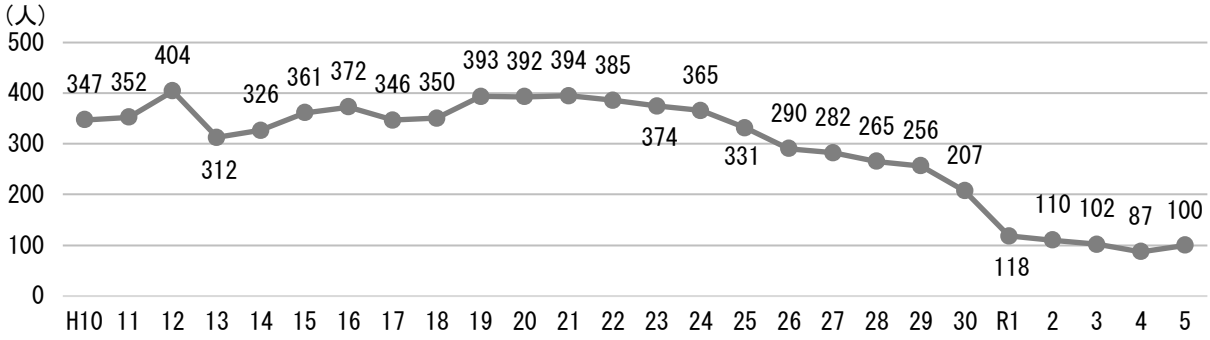


資料　伊根町社会福祉協議会調べ（各年度末）

（７）老人クラブ[21]会員数の推移

平成５年度末には１２クラブ・６２２名の会員数でしたが、令和５年度末には６クラブ・７８名と時代の流れと共に減少しています。増加しない理由として、近年７０代でも現役で仕事をしている方や個人的な趣味を持つ方が増えたこと、「老人」クラブの会員になること、会に属すること、また役員になることへの抵抗感などが考えられます。

単位クラブの解散などで単位クラブのない地域が増えたことから、そういった地域の方でも老人クラブ活動に参加できる仕組みとして、令和４年度から「個人会員制度」を導入し、令和５年度末では２名の個人会員がいます。

**老人クラブ会員数の推移**

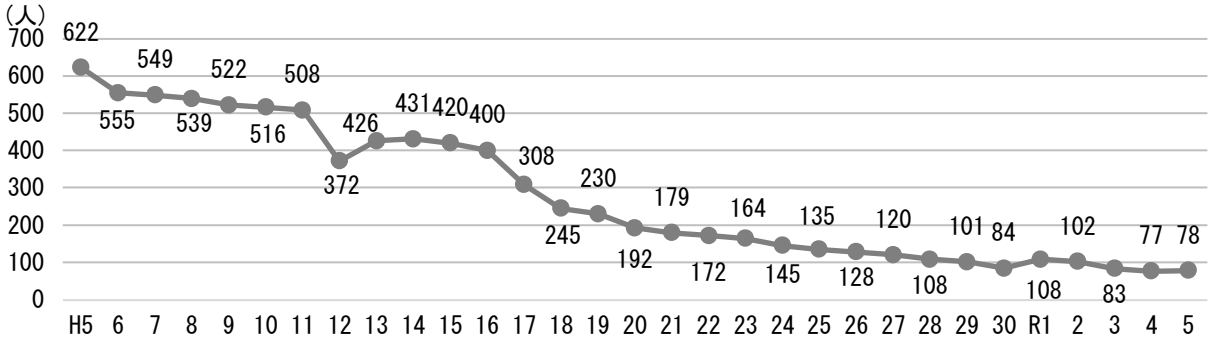


資料　伊根町社会福祉協議会調べ（各年度末）

[20] ボランティア：お礼や代金を目的とせずに困っている人や地域の役に立ちたいという善意の気持ちで自ら取り組む方や活動のこと。

[21] 老人クラブ：各地域の単位老人クラブを育成指導し、相互の連携を強化しその発展を図り、老人の福祉及び地域福祉の向上に寄与することを目的とした組織。

## ２　アンケート調査結果からみた状況

今回の計画策定にあたり、伊根町社会福祉協議会によりアンケート調査を実施しました。また、本計画の上位計画に位置付け、同計画期間である伊根町総合計画の後期基本計画、下位計画に位置付け、令和６年度を始期とする高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画並びに令和７年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画のそれぞれのアンケート調査結果を活用します。

| 計画名 | 調査期間 | 対象者 | 回収数/配付数 | 表記 |
|---|---|---|---|---|
| 地域福祉計画・地域福祉活動計画 | 令和６年10月10日～10月28日 | 全世帯（任意の世帯員が回答） | 290/823<br>(35.2%) | 地 |
| 総合計画 | 令和５年９月上旬～９月22日 | 16 歳以上の中から無作為に抽出した1000人 | 389/1000<br>(38.9%) | 総 |
| 高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画 | 令和５年３月上旬～３月10日 | ①65歳以上の要介護認定者以外 | 456/770<br>※白票３<br>(59.2%) | 高65歳 |
| | | ②在宅の要介護認定者 | | |
| | | ＜Ａ票＞要介護認定者本人(42)<br>＜Ｂ票＞主な介護者(32) | 42/135<br>(31.1%) | 高要介護<br>高介護者 |
| 障害福祉計画・障害児福祉計画 | 令和５年７月上旬～７月24日 | 身体・療育・精神手帳所持者及び障害福祉サービス受給者 | 92/120<br>(76.7%) | 障 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 令和６年２月26日～３月11日 | ○就学前児童アンケート<br>就学前児童（0～6歳）の保護者 | 41/58<br>(70.7%) | 子 |
| | | ○小学生アンケート<br>就学児童（1～6年生）の保護者 | 35/53<br>(66.0%) | |

回答者の年齢割合

次の３計画については、対象者の年齢幅が広いため、回答者の年齢割合をグラフに示します。６０歳以上の回答者が地域福祉計画・地域福祉活動計画では８割以上、他２計画では６割以上であるため、回答内容を見る際には留意が必要です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画

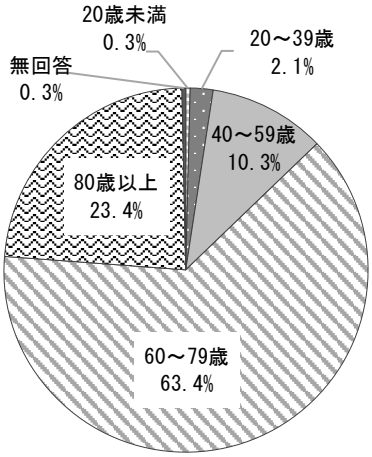


総合計画

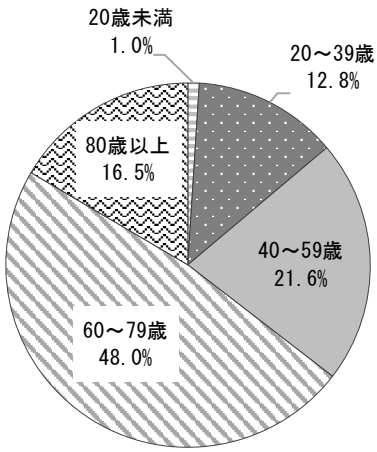


障害福祉計画・障害児福祉計画

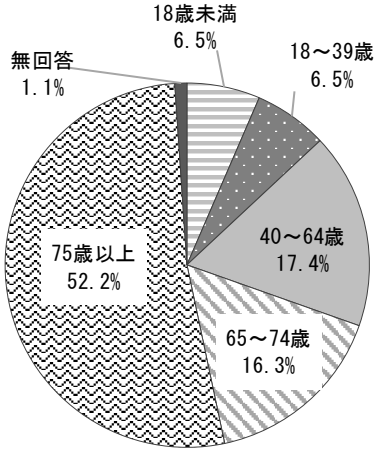

（１）伊根町の住みやすさ

**総Q．あなたにとって、伊根町は住みやすい場所ですか。**

○『住みやすいと思う方』が 56.1%（とてもそう思う 9.3%、そう思う 46.8%）、『住みにくいと思う方』が 20.6%（そう思わない 18.5%、まったくそう思わない 2.1%）となっています。

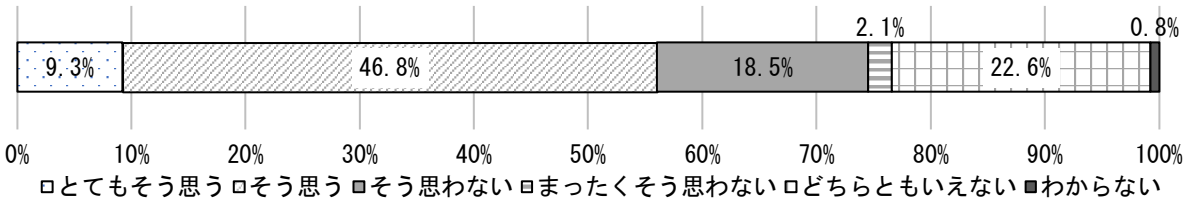


**総Q．あなたはこれからも伊根町で暮らし続けたいですか。**

○『住み続けたいと思う方』が 61.7%（とてもそう思う 12.1%、そう思う 49.6%）、『住み続けたくないと思う方』が 10.6%（そう思わない 8.8%、まったくそう思わない 1.8%）となっています。

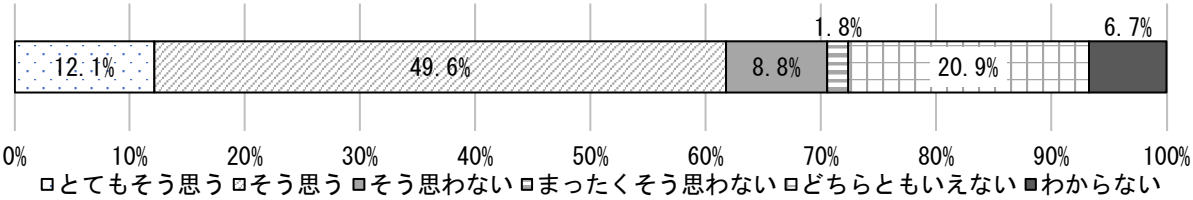


**障Q．伊根町は障がい者にとって住みやすいまちだと思いますか。また、その理由をご記入ください。※理由は代表例を抜粋し、原文を記載しています。**

○『住みやすいと思う方』が 44.6%（住みやすい 19.6%、まあ住みやすい 25.0%）、『住みにくいと思う方』が 11.9%（やや住みにくい 5.4%、住みにくい 6.5%）となっています。

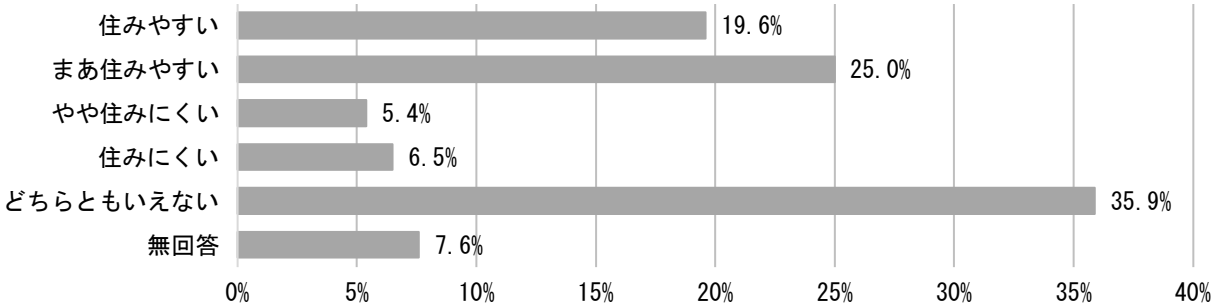


**住みやすい理由**

- 福祉サービスの内容や利用方法が充実していると感じるから。
- ケアマネさんや施設の職員さん、訪看さんが親切だから。
- 現時点で困っていることがない。問題なく生活できている。

住みにくい理由

・お店がない。買い物をする場所が少ない。

・医療機関が遠い。（小児科の先生が近くにいると良い。連携が取れるのでも充分。）

・療育センターのようなリハビリ施設が近くに欲しい。

・就労場所等が少ない。

どちらともいえない理由

・特に困っていることがないから。

・伊根町に限らず、外見上問題ない人に対して無理解なことは一般にあること。

・皆、自分ごとで精一杯。障害者や高齢者を支える年代、立場の人が少ない。

・町独自の施策が進んでいるとは言えないと思う。

（２）新型コロナウイルス感染症による生活の変化

総Ｑ１．新型コロナウイルス感染症流行前の生活と現在の生活でどの程度変化がありますか。

Ｑ２．（「とても変化があった」・「変化があった」と回答された方）どのような点について変化がありましたか。（自由記述）※代表例を抜粋し、原文を記載しています。

○『変化があったと思う方』が 38.2%（とても変化があった 5.4%、変化があった 32.8%）となっています。

○変化の内容は、「友人・親族・地域の方との交流の減少」、「外出の不安・減少」など、他者との交流機会の減少を表す回答が多く見受けられました。

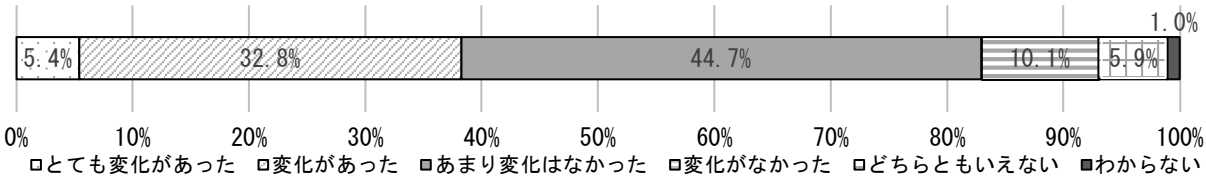


・人との交流の機会が減った。

・収入が減った。

・年寄りの家族なので、行動が制限された。

・行事が多い町で接触を避けると出来ない行事、縮小する行事が多く、地域の結びつきを支えてきた土台が小さくなったように思います。

（３）伊根町のよいところ

総Ｑ．伊根町に暮らしていて、一番よいと思うところ、あるいは大切にすべきところは何ですか。（自由記述）※本計画に関するものを抜粋し、原文を記載しています。

・色々な（医療・福祉・交通面）生活支援が行われており、生活に安心感が持てています。

・子育て世帯に優しいところ。保育園、小学校、共に学年の差などを気にせずに仲良くしてくれるところ。

・人とのつながり、助け合いと互いの距離間。

・昔に比べたら人への過干渉が減ってきたと思う。人との距離間が程よいものになっていると思う。

・一人暮らしでとても便利が悪くて、バスも通らない所で、でもいねタクができたのでありがたいです。
・障がい福祉サービスが充実している。
・子どもが育てやすいところ。
・社会福祉におけるお金の使い方。
・地震・自然災害が増える中で、被害がほとんどない場所で生活しやすいと思います。

## （4）伊根町の改善していくべきところ

地Q．あなたがお住まいの地域には、どのような課題があると思いますか。（複数選択可）

○「高齢者の見守り・支え合いの不足」、「災害時の支援の不足」、「住民同士の交流の不足」及び「医療体制の不足」が 70 件以上と多くなっています。

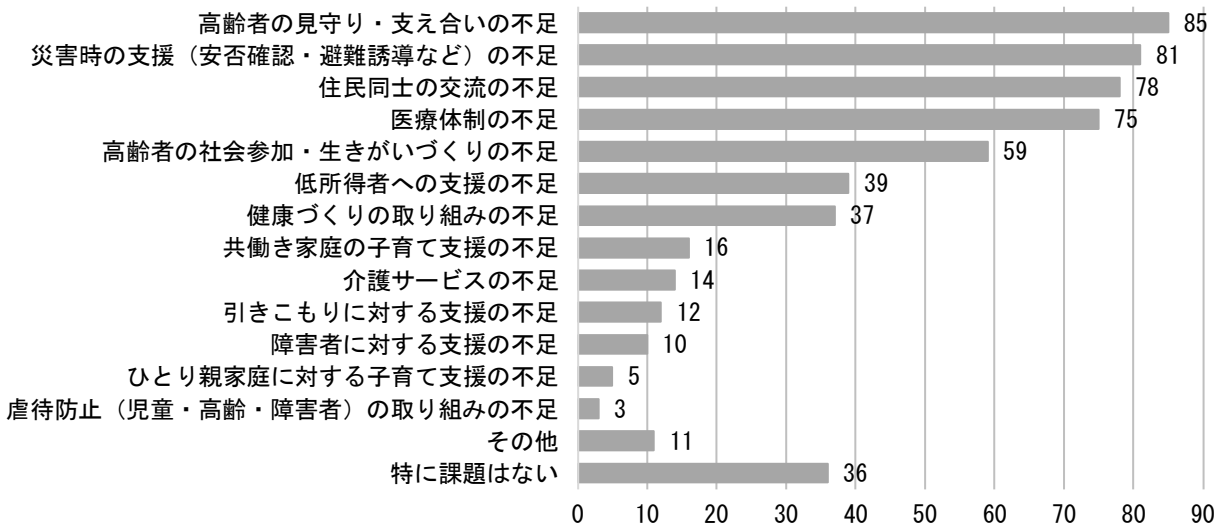


総Q．伊根町に暮らしていて、改善していくべきと思うことは何ですか。（自由記述）
※本計画に関するものを抜粋し、原文を記載しています。

・人口減少と高齢化
・高齢化が進んで、自分で何とかするにも限界がある方がおられるのではと思います。
・老人になっても楽しく過ごせるところが少なく、たぶん 1 人になった時に不安ばかりが残るので、福祉の充実。
・人への干渉
・地区行事の削減。
・保育士不足（0 歳児保育や途中入園がないのは本当に困っている）。公園がなさ過ぎる。
・伊根町へ来て 16 年になるが、何年たっても他者である。
・診療所の休診日が多いと感じる。

（５）伊根町で暮らすために必要なこと

**総Q．あなたがずっと伊根町で暮らしていくために、特に必要だと思うことを選んでください。（複数選択可、３つまで）**

○「医療・福祉サービスの充実」が 199 件と最も多く、続いて「公共交通の充実」が 171 件、「就業場所の確保」が 154 件と上位３項目が圧倒的に多くなっています。
○また、地域のつながりを連想させる「地域の伝統と文化の継承」が 43 件、「自治会・地域活動の活性化」が 32 件と低くなっています。

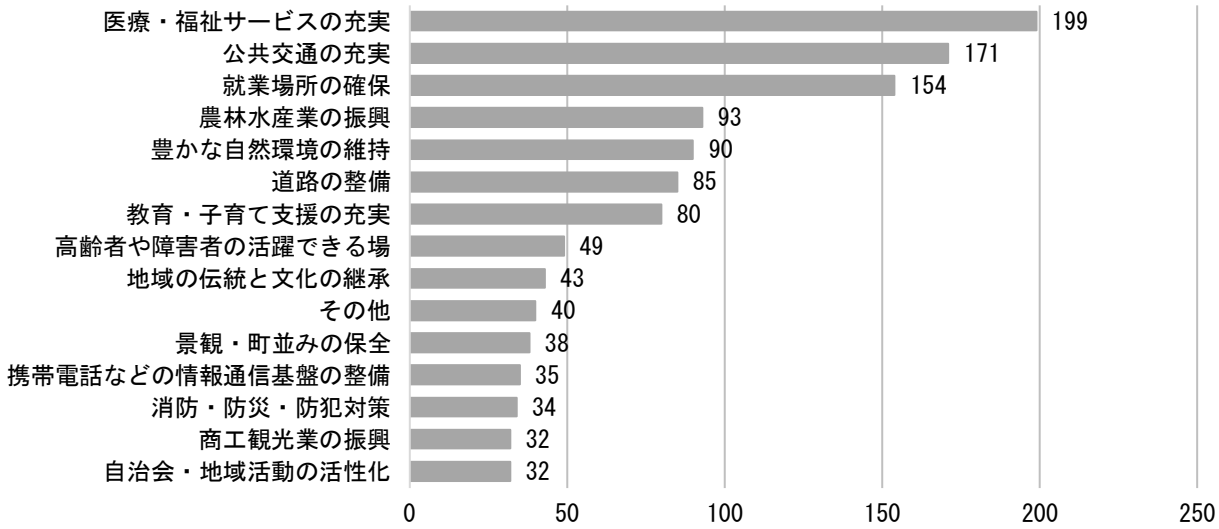


（６）町政に対する評価、取組みへの力の入れ具合

**総Q．町のそれぞれの取り組みに対し、あなたはどの程度満足していますか。※地域福祉に関するものを抜粋しています。**

○医療体制（病院・救急）では、「やや不満足である」と「不満足である」の合計が 38.7%、交通安全対策では 33.2%と高くなっています。
○上記２項目を除く５項目において、「どちらでもない・わからない」を除くと「満足している」と「やや満足している」の合計が６．５割以上となっています。

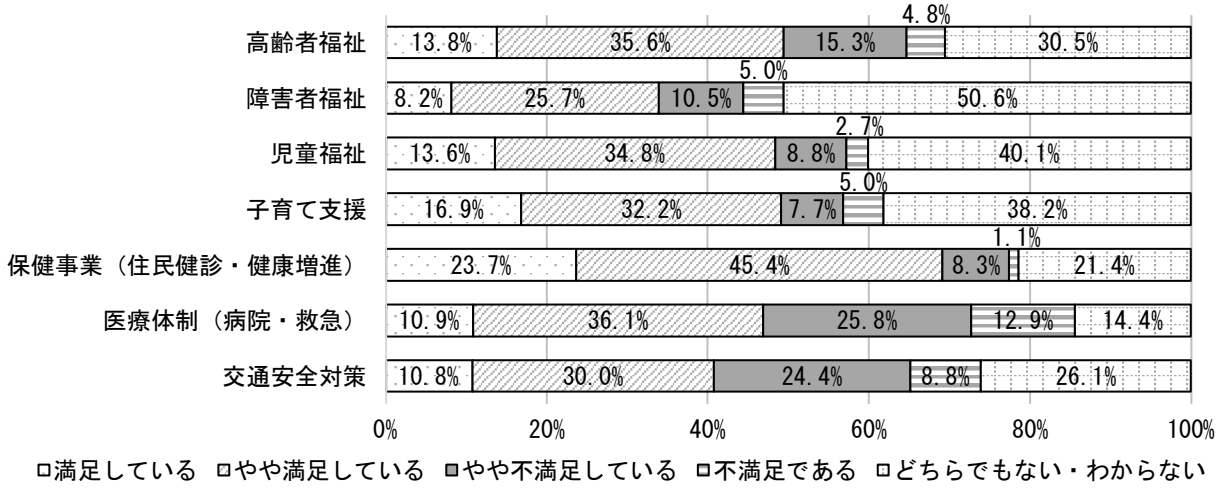

総Q．今後、町の取り組みはどの程度力を入れるべきだとお考えですか。※地域福祉に関するものを抜粋しています。

○７項目すべてにおいて、「どちらでもない・わからない」を除くと「力を入れるべき」と「やや力を入れるべき」の合計が８割以上となっています。

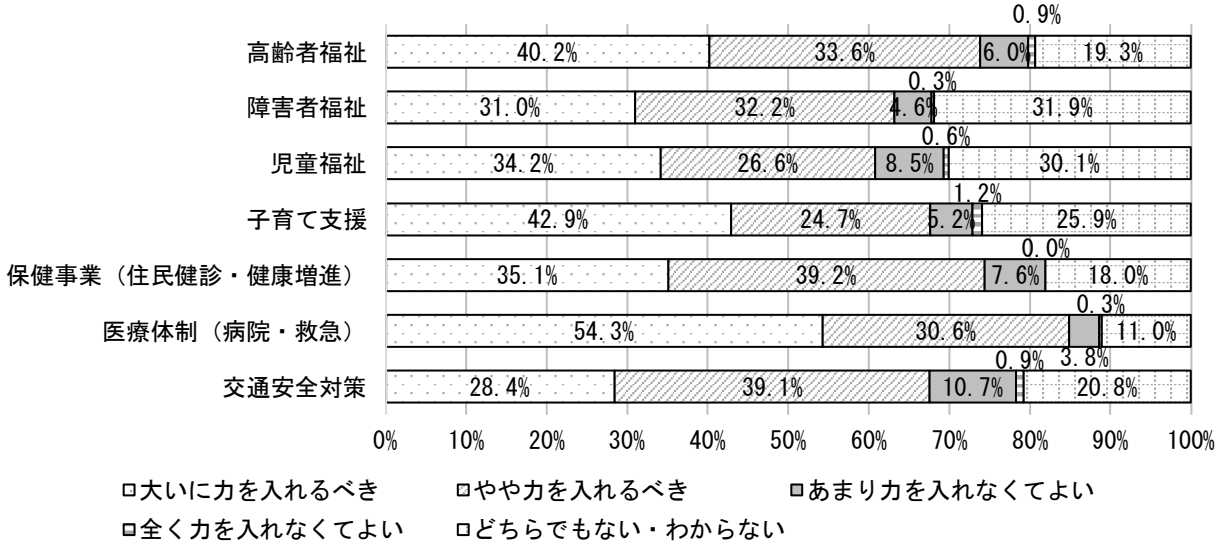


（７）伊根町社会福祉協議会の取組みの充実

地Q．伊根町社協が行う活動として実施・充実してほしいものをお答えください。（複数選択可、３つまで）

○「高齢者の見守り・居場所づくり」が 128 件と圧倒的に多く、続いて「災害時の支援」が 75 件、「送迎サービス」が 74 件、「住民同士の支え合い活動の推進」が 68 件と、（４）伊根町の改善していくべきところ『お住まいの地域の課題』の結果に沿った回答となっています。

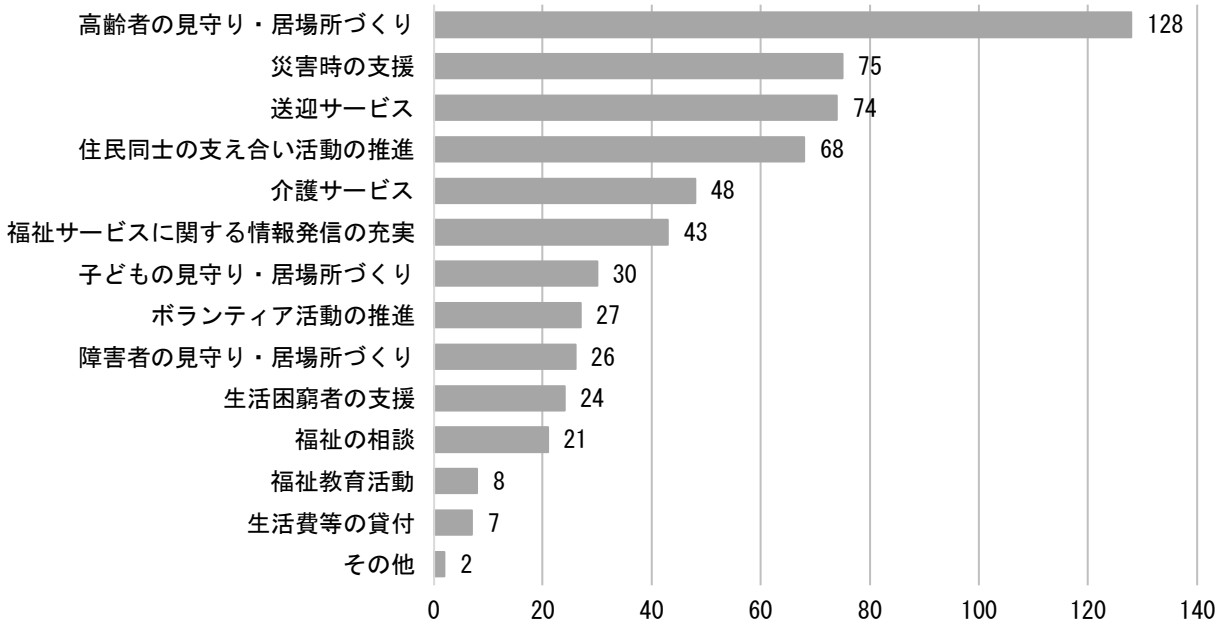

地Q．福祉についての要望等、自由なご意見を記入してください。（自由記述）※本計画に関するものを抜粋し、原文を記載しています。

・津波等　介護中の避難が出来るか不安　特に夜間どうするか
・サロンのような居場所に参加し、同士で話し合い支え合いで認知症予防につながると思います。居場所があってほしいです。男性の行き場所も考えて下さい。
・高齢者が住みにくい町ではなく、安心安全で、1番は健康2番は買物と自分でできる町にしてほしい。町と一緒に頑張ってほしいです。
・地域の人々がお互い支え合える関係を日頃から培っていく必要がある
・亀島カメシマにもサロンが始めてほしい
・若い年代も増え、子供達も増え　明るい町になりつつだと感じます。親と子、夫婦の2人の場合、1人になった時に残された人が心配です。
・ボランティア活動に参加する機会があれば参加したいと思います。
・急激な観光客の増加に対する行政の手だてが不十分な中、老人や子供、障害者の日常生活が、危険にさらされていたり、不自由なものになっていたりするのではないか、安心して、お互いに支え合って暮らせる伊根町であってほしい。

（8）暮らしの楽しみ

地Q．暮らしの中の楽しみについて、お答えください。（複数選択可）

○一人でも楽しめる「食事・飲食」、「新聞・雑誌・読書」及び「買い物」が100件以上と多くなりましたが、「親しい友人や同じ趣味の人との交流」が86件、「家族との団らん」が46件と他者と交流する楽しみも多くなっています。

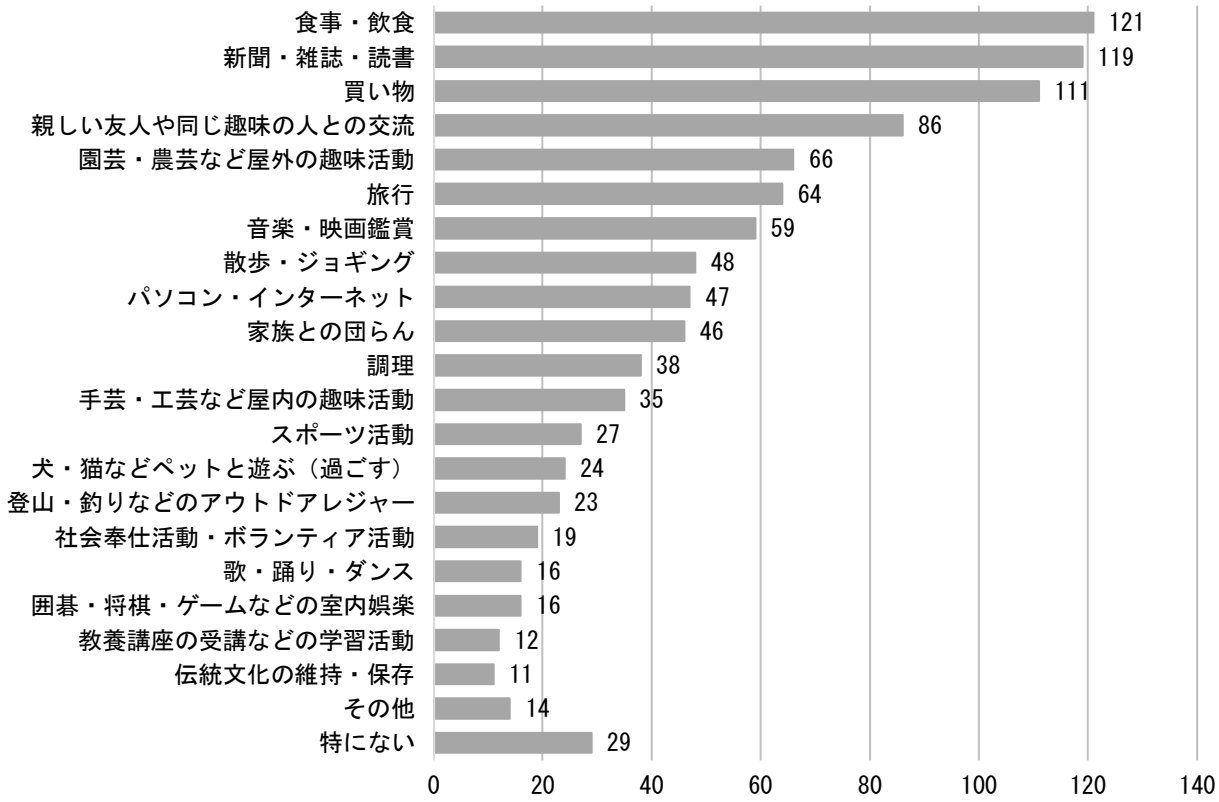

（9）暮らしの悩み・不安・困りごと

**地Q．暮らしの中の悩みや不安について、お答えください。（複数選択可）**

○「健康のこと」及び「老後のこと」が 170 件を超え、圧倒的に多くなっています。

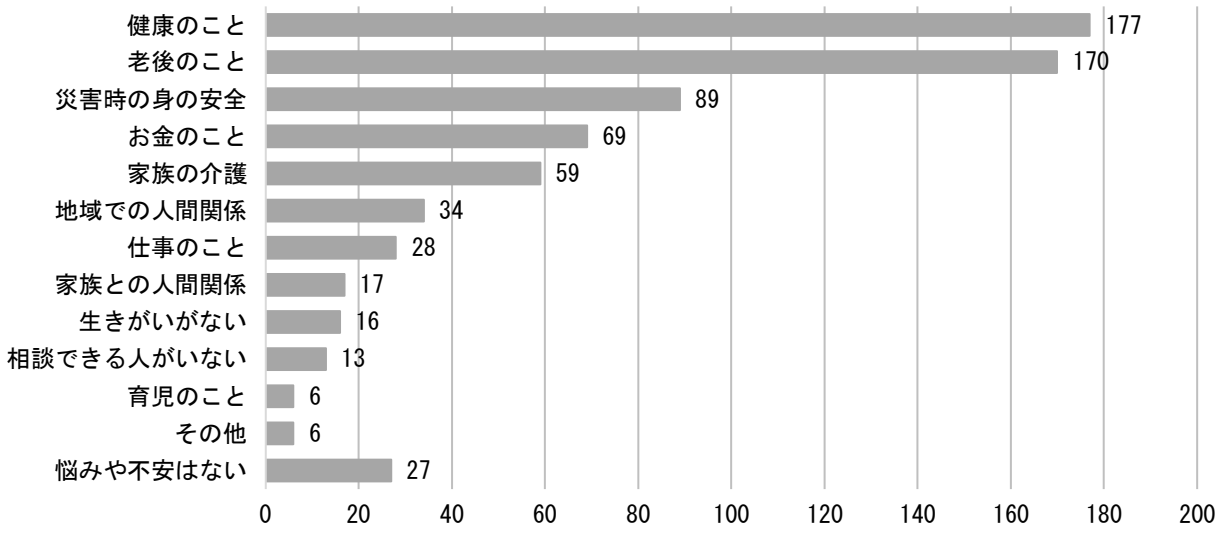


**地Q．暮らしの中で手伝ってほしいこと（困りごと）について、お答えください。（複数選択可）**

○60 件以上の上位２回答が「大掃除・家具の移動などの力仕事」及び「地域の仕事（総仕事など）」という体力を使う内容のものとなりました。

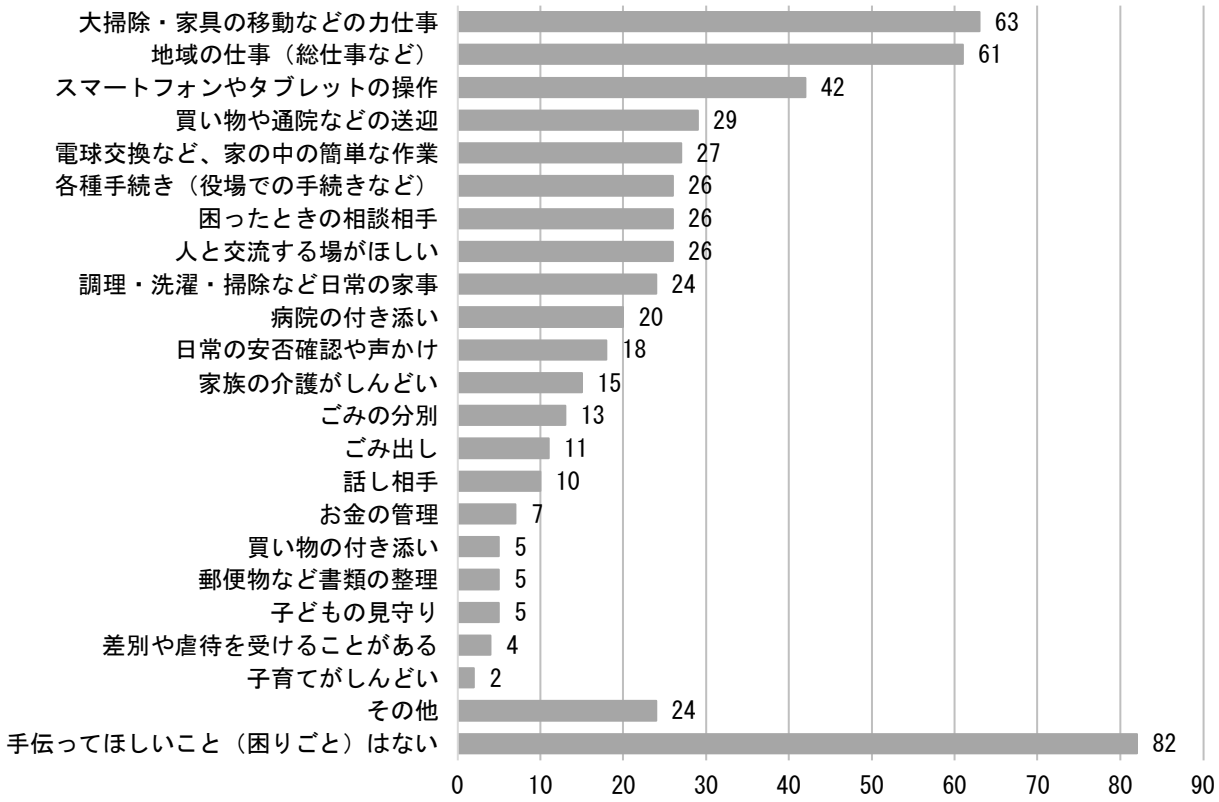

高要介護Q．生活の中で困っていることはありますか（複数選択可）

○無回答がほぼ半数となり、困りごとがない方が多い反面、介護者の方がその分支えておられると考えられます。残りの半数では「買い物」、「通院」及び「話し相手がいない」が多い結果となりました。

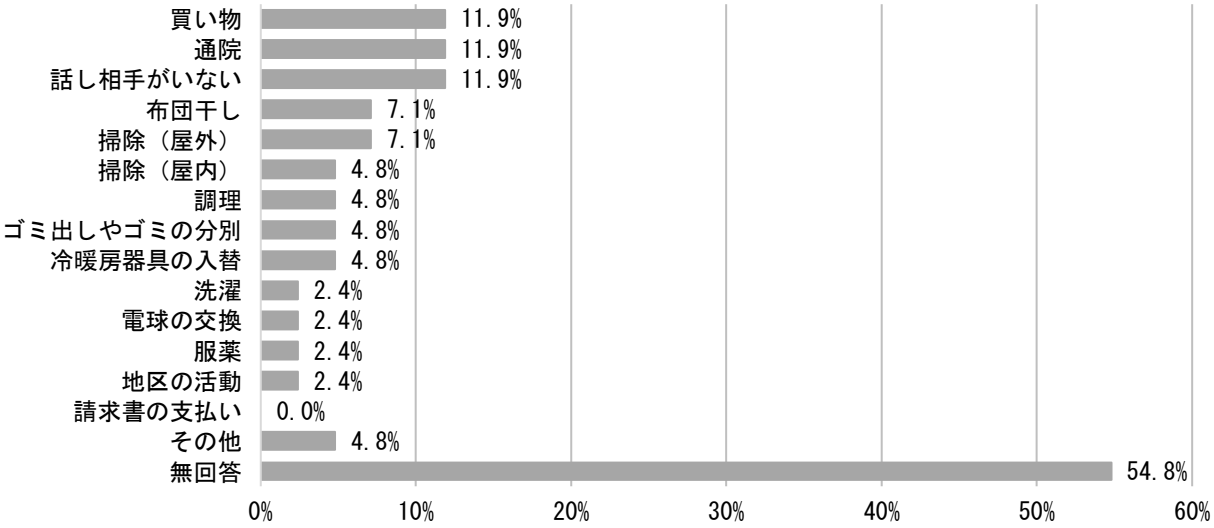


（１０）参加してみたい講座や集まり

高 65 歳Q１．参加してみたい講座や集まりはありますか。（複数選択可）
Q２．「講座や集まりには参加したくない」を選択した方は「講座や集まりに参加したくない理由」をご回答ください。（自由記述、４区分に分類）

○「講座や集まりには参加したくない」が 21.2%と最も高くなっています。そのうち、「そもそも参加したくない方」が 45.8%となっており、６５歳以上の方のおよそ１０分の１はそのように思っておられることがわかります。

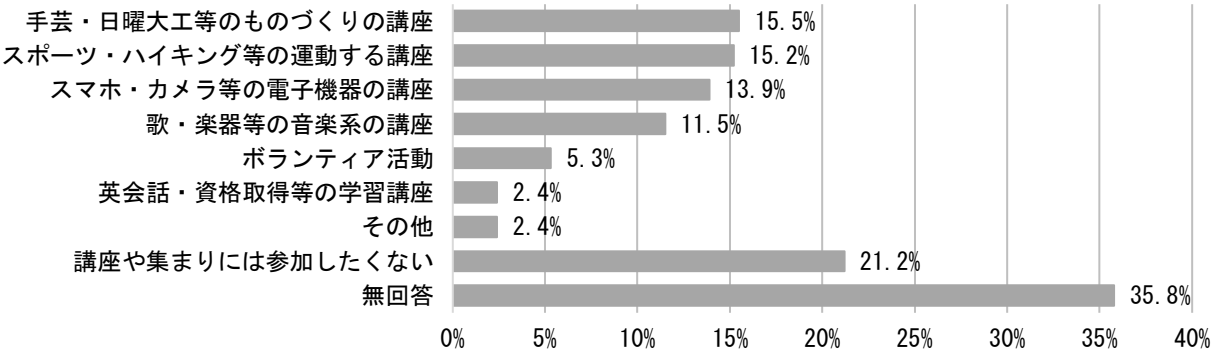


講座や集まりには参加したくない理由

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 参加したくても参加できない | 病気・高齢なので参加できない | 19 件 | 32.2% | 計 54.2% |
| | 仕事・介護等で忙しく、時間が取れない | 13 件 | 22.0% | |
| そもそも参加したくない | 自分の時間を過ごしたい・人付き合いを好まない | 17 件 | 28.8% | 計 45.8% |
| | 興味がない・面倒くさい | 10 件 | 17.0% | |

（１１）会やグループ等への参加頻度

**高 65 歳Q．以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。**

○「町内会・自治会」及び「収入のある仕事」以外は半数以上が参加していない結果となっています。なお、この２項目以外すべてにおいて参加していない割合は、男性が高くなっています。

○「収入のある仕事」以外で週２～３回以上参加している方は極めて少ないことがわかります。

（単位：%）

| | 週４回以上 | 週２～３回 | 週１回 | 月１～３回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町内会・自治会 | 0.4 | 0.4 | 1.1 | 7.3 | 21.0 | 38.2 | 31.6 |
| 収入のある仕事 | 13.5 | 9.1 | 1.5 | 2.6 | 3.3 | 42.2 | 27.8 |
| 趣味関係のグループ | 0.4 | 0.7 | 1.1 | 4.6 | 6.0 | 50.3 | 36.9 |
| スポーツ関係のグループやクラブ | 0.2 | 2.2 | 5.3 | 2.4 | 4.9 | 50.8 | 34.2 |
| ボランティアのグループ | 0.7 | 0.4 | 0.2 | 6.0 | 7.7 | 51.0 | 34.0 |
| 介護予防のための通いの場 | 0.7 | 0.4 | 1.1 | 7.5 | 2.6 | 55.6 | 32.0 |
| 老人クラブ | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 5.1 | 2.6 | 57.4 | 33.6 |
| 学習・教養サークル | 0.0 | 0.0 | 0.9 | 0.7 | 2.2 | 59.4 | 36.9 |

（１２）地域や近隣住民との関わり

**高 65 歳Q．現在地域の人とどのような関わりをしていますか。（複数選択可）**

○「地域の人と懇意にしている」が 43.9%と最も高く、「近所の人とほとんど付き合いがない」が 3.5%となっています。

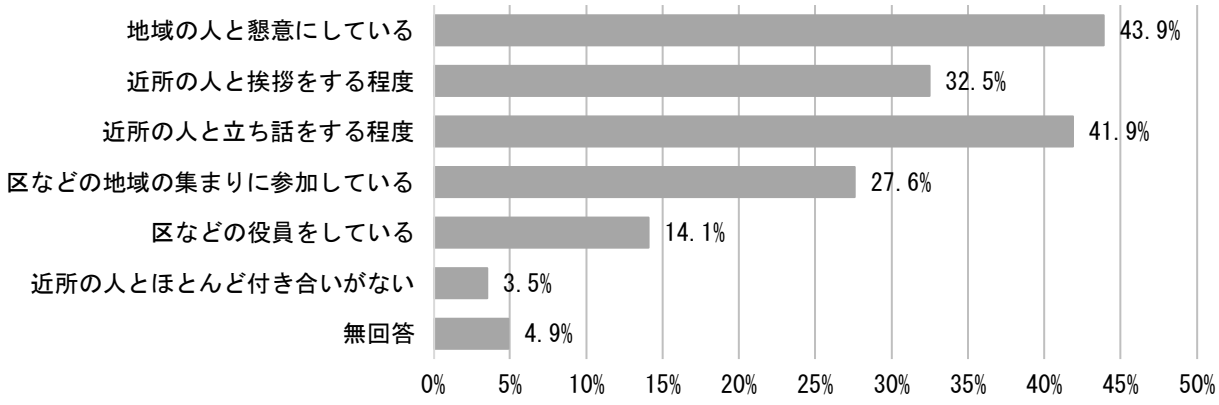

## 高介護者Q．現在地域の人とどのような関わりをしていますか。（複数選択可）

○「地域の人と懇意にしている」が 53.1%と最も高く、「近所の人とほとんど付き合いがない」が 3.1%となっています。

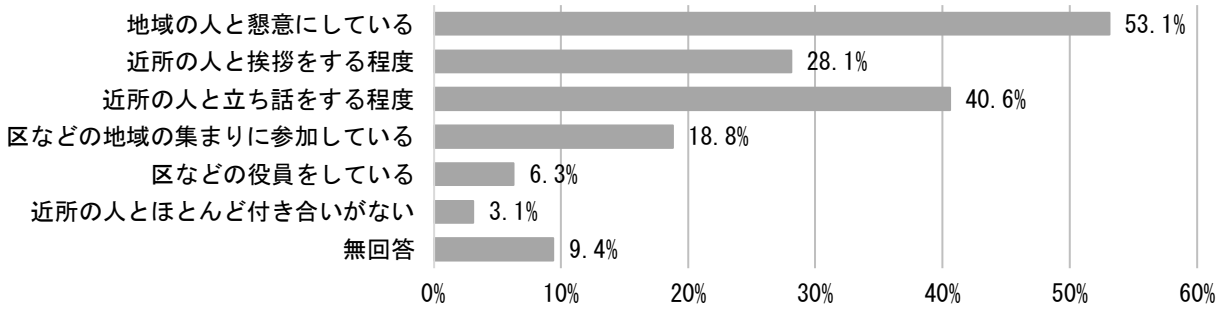


## 障Q．あなたやご家族は、ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。

○「何か困ったときに、助け合える程度」が 30.4%と最も高く、「ほとんど付き合いはない」が 12.0%となっています。

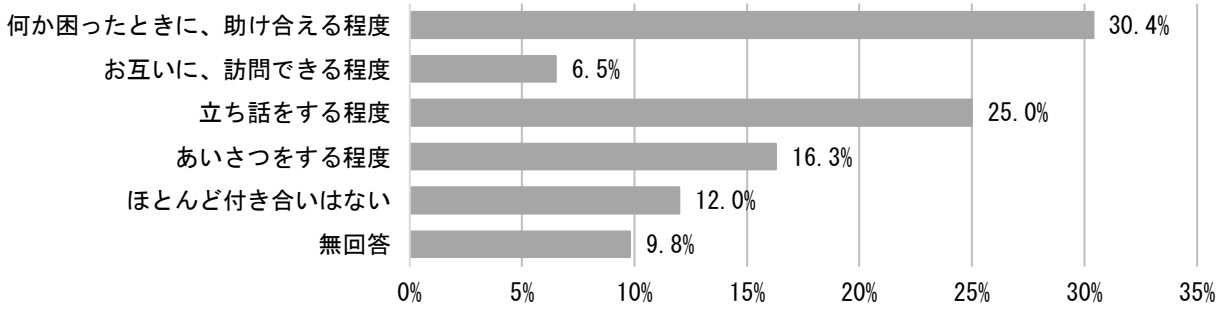


## 子Q．ご近所や地域の方とのお付き合いはどの程度ですか。

○『就学前保護者』、『小学生保護者』ともに「少々付き合いがある」が最も高くなっています。

○「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」は、『就学前保護者』では 9.8%、『小学生保護者』では 17.1%となっています。

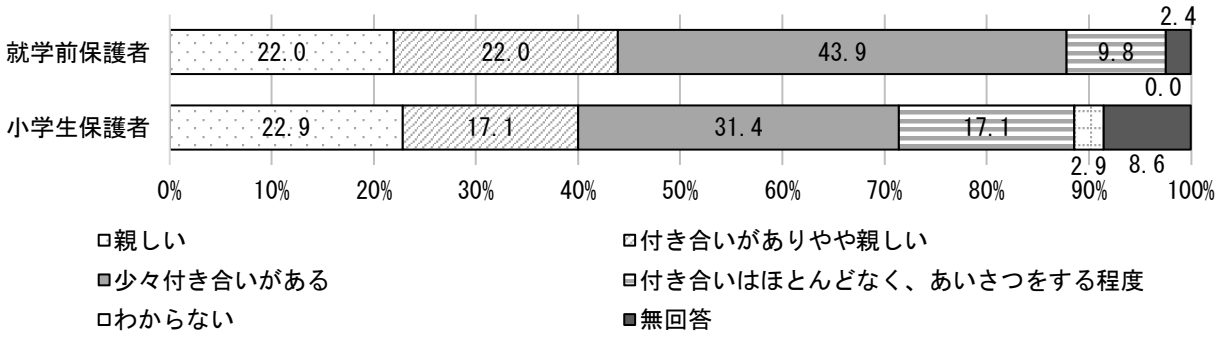

（１３）相談相手

高 65 歳Ｑ１．あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人。（複数選択可）
Ｑ２．反対に、あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数選択可）

○『相談を聞いてくれる人』、『聞いてあげる人』ともに同様の割合となりました。
○親族が多く、その中でも「配偶者」が最も高くなっています。また、「同居の子ども」よりも「別居の子ども」の方が高くなっています。
○「そのような人はいない」は、低い結果となりました。

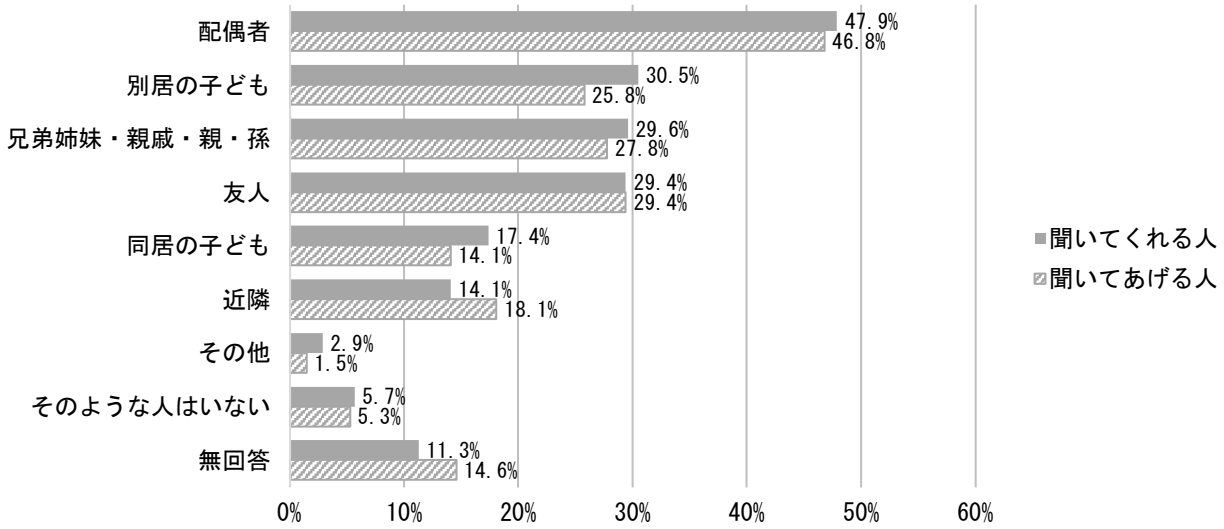


高 65 歳Ｑ．家族や友人･知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。（複数選択可）

○「地域包括支援センター・役場」などの公的機関が高くなっていますが、それらと同じ程度で「そのような人はいない」が高くなっています。

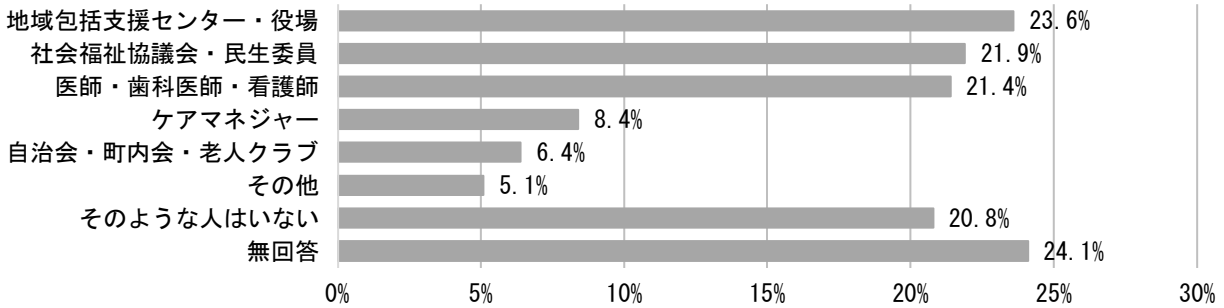

高介護者Q．家族や友人･知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。（複数選択可）※主な介護者に対する質問です。

○「ケアマネジャー[22]」が圧倒的に多く、介護者にとって必要不可欠な存在であることがわかります。

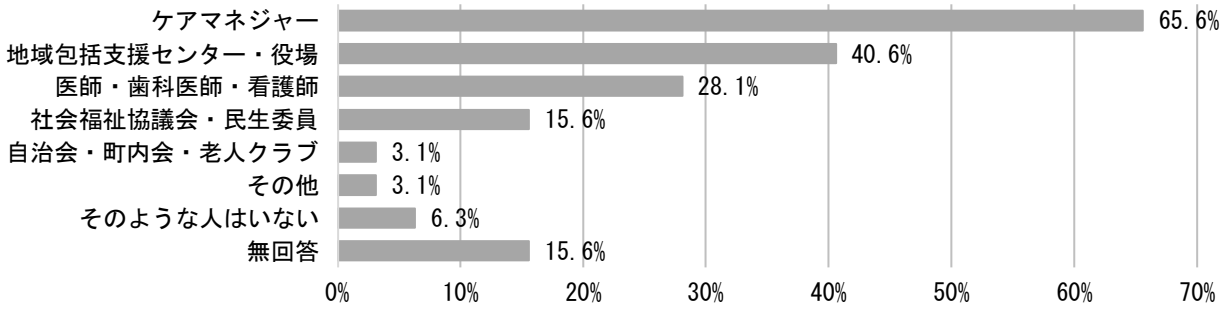


障Q．あなたが悩みや困ったことを相談するのはどなたですか。（複数選択可）

○「家族・親せき」が圧倒的に高くなっています。

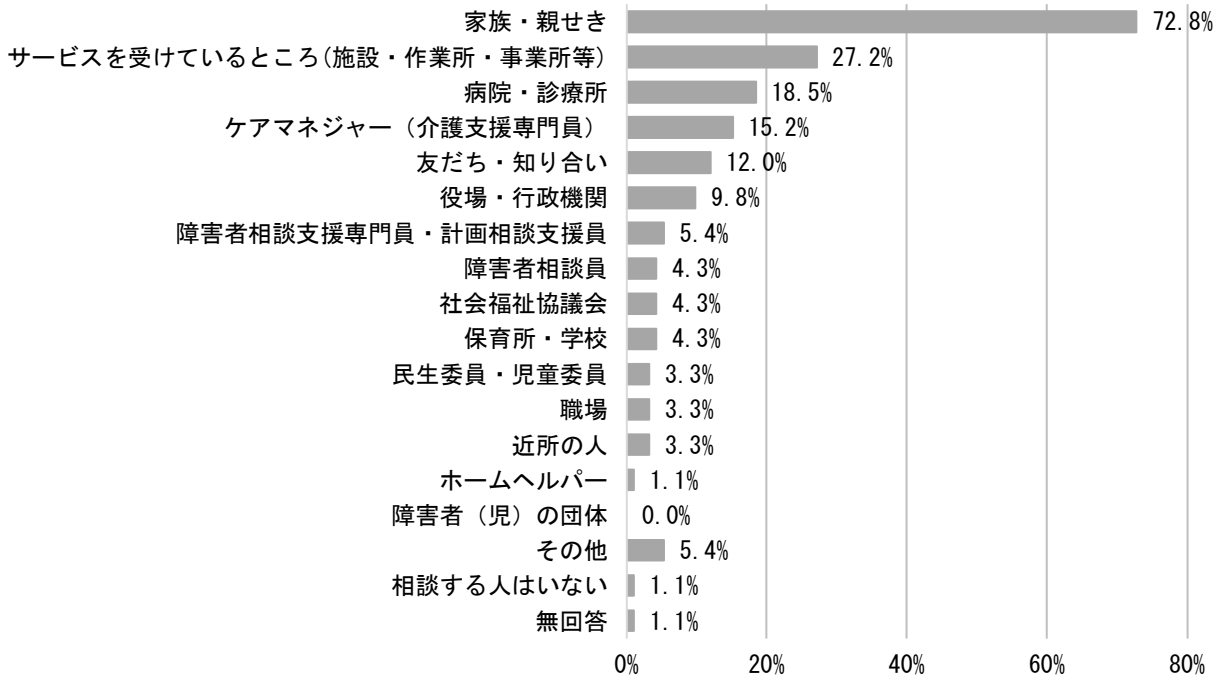


[22] ケアマネジャー（介護支援専門員）：要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービス等）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

# 第３章　基本理念と基本目標

## １　基本理念

**暮らしの幸せ　輝くええまち**
**みんなで創る　住民福祉**

少子高齢化や人口減少、それらを発端とする諸課題の発生は、本町だけでなく日本全国で生じている問題です。

しかしながら、私たちの暮らす伊根町には、人情豊かで、互いに支え相談し合える、顔の見える関係性があります。

この「絆」を根幹として、第２期計画の基本理念を踏襲し、また伊根町総合計画の基本方針をもとに誰もが自分らしく生きがいを持ち、隣人を思いやり、支え合い、安心して生活できる人間関係の豊かな地域を、住民・地域・行政のみんなで創ることを目指し、この基本理念とします。

## ２　基本目標

１．サービスを利用しやすいしくみづくり

利用者の立場に立ち、福祉サービス[23]を必要とする方やそのご家族の方が自ら選択して利用できる環境づくりが求められます。

そのためには、「広報伊根」や「社協だより」、「いねばん[24]」、ＳＮＳ[25]などを活用し、誰もが情報を得られることや福祉サービス利用の第一歩として相談しやすい体制を構築することが必要です。

保健センター、地域包括支援センター[26]、子育て世代包括支援センター[27]は、介護・介護予防や子育てに関すること、また健康、福祉、医療など様々な相談を受け付け、一人ひとりを包括的に支えていきます。

２．多様な人づくり

少子高齢化や人口減少により、高齢層が増加し、若年層が減少すると地域全体を支える福祉専門職や担い手の人材不足につながります。

---

[23] 福祉サービス：社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供される一般サービス。また、狭義には、社会福祉法第２条に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業によるサービスを意味する。

[24] いねばん：令和２年４月１日から本番運用を開始した。各戸に配布したタブレット端末で防災行政無線の戸別受信機に代わり、緊急情報や町からのお知らせ等の情報を受け取ることができる。

[25] ＳＮＳ：Social Networking Service の略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

[26] 地域包括支援センター：高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言等を実施し、住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで各市町村に設置されている。

[27] 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談支援等を切れ目なく行う組織。

ボランティア活動は社会福祉協議会が中心となり取組みを進めていますが、ボランティア登録者も高齢化の影響により減少傾向にあります。

また、住民の立場に立ち、身近な相談相手として住民と行政との『つなぎ役』として活動する民生委員・児童委員[28]も人材不足に悩まされています。

限られた人材の中で福祉の担い手を確保し育成することが課題となっています。

３．気づき支え合う絆づくり

地域福祉には地域住民相互に支え合う『絆』も重要です。地域住民の方々が普段からされておられる会話や声掛け、そして気遣いも地域福祉には欠かせないものです。

令和５年度末にＮＰＯ[29]法人いーね・ふれ愛さんが開催されてきた「ふれ愛サロン」が終了しました。地域のお年寄りの憩いの場として多くの方が集いました。

社会福祉協議会でも、身近な公民館などを会場としてふれあいサロン[30]を実施しており、引き続き憩いの場を提供できるよう努めていきます。

伊根町老人福祉センター「泊泉苑」では、老人クラブ、各種ボランティア、子育て支援センター「ぽれぽれ[31]」などが活動しており、世代を超えた交流の場としてますます期待されます。

令和６年度には、地域住民を主導に伊根町と伊根町社会福祉協議会との共同で生活支援体制整備事業「ざっくばらんなおしゃべり会」を開始しました。誰でもいつでも立ち寄りやすく、普段の会話から悩み事の相談までできる場所となっています。

地域の関係性に基盤を置き、誰もが誰かとつながり合える環境づくりを進めます。

４．誰もが尊厳[32]をもって暮らし続ける環境づくり

成年後見制度[33]や権利擁護事業[34]では、ひとりで決めることに不安や心配のある方に対し、相談体制の整備や利用促進に努めています。

高齢者や児童などに対する虐待は、個人の尊厳や権利を脅かす行為であり、行政・社会福祉関係者・地域住民の迅速な連携と対応が必要です。そのほか、身近に頼れる人がいない方や制度の狭間にありサービスに結び付いていない方が孤立しないような取組みを進める必要があります。

---

[28] 民生委員・児童委員：民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、すべての民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねる。社会福祉増進のために住民の立場から福祉に関する相談・援助活動を行っている。

[29] ＮＰＯ：Non Profit Organization の略で、営利を目的としないで社会的使命の実現を目的とする民間組織。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事又は内閣総理大臣の認証を受けた特定非営利活動法人を指す。

[30] ふれあいサロン：高齢者等が地域で気軽に参加できる場で、社会福祉協議会が運営しているサロンでは、健康維持を目的に小物作りやレクリエーション等が行われている。

[31] 子育て支援センター「ぽれぽれ」：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的として、こどもを養育する家庭等に対して、相談、指導、情報提供等を行う組織。「ぽれぽれ」という名称には、スワヒリ語でゆっくりを意味する「ポレポレ」という言葉から『ゆっくり子育てしよう』という意味を込めている。

[32] 尊厳：誰もが有する人格を人間として侵してはならないものとし、これを相互に尊重する厳かな原理。

[33] 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害等により判断が十分にできず権利・利益の主張ができなくなった場合に本人の判断能力を補い権利を保護する法的制度。後見、補佐、補助、任意後見の４つの類型がありいずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。

[34] 権利擁護事業：認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、利用者との契約により福祉サービス利用の相談、手続きの援助、利用料の支払い（日常的金銭管理）等の適切な利用のために必要な援助を行う。

## 3　計画の体系

基本理念と基本目標の実現に向けた取組方針を示します。

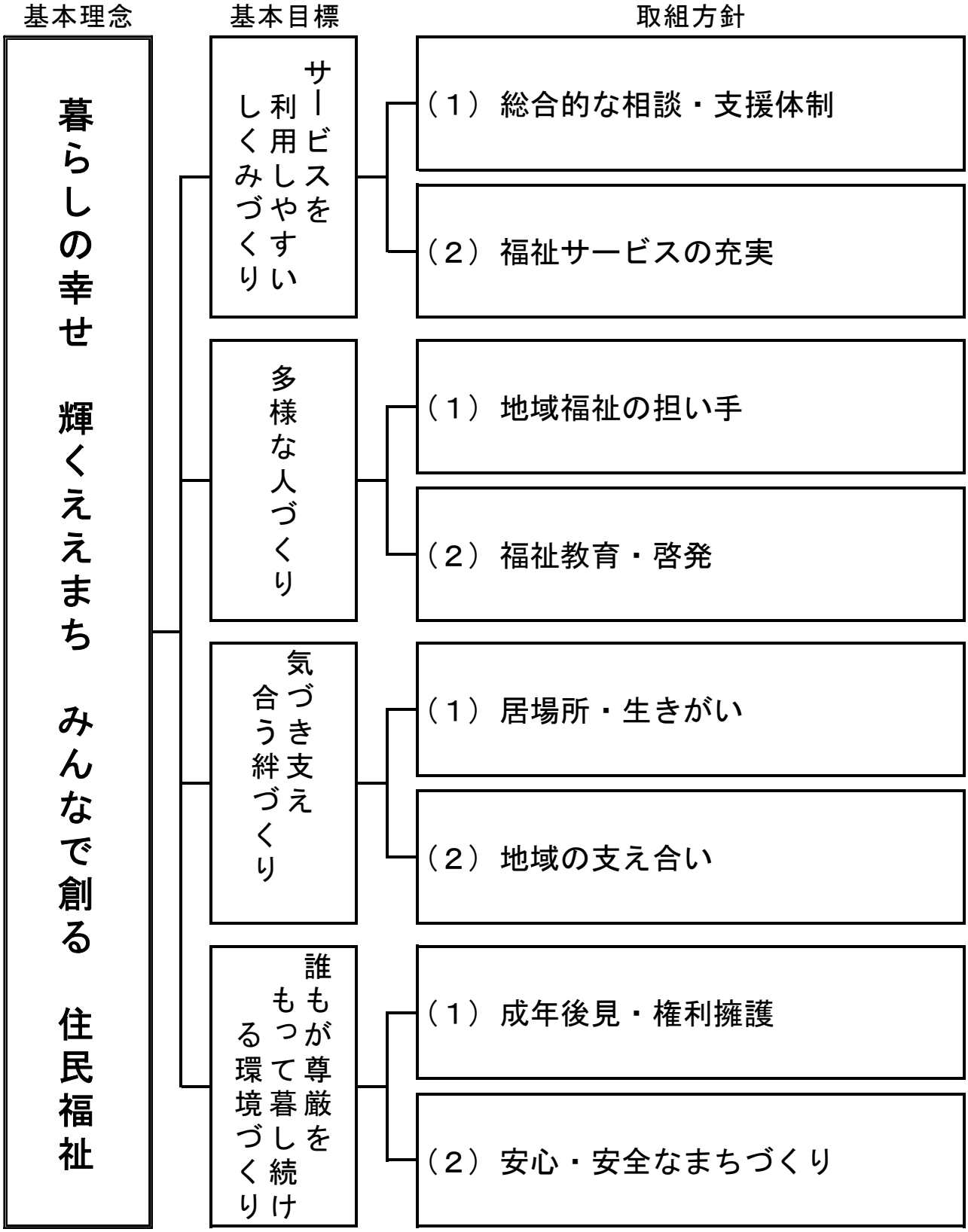

# 第４章　取組み

## 基本目標１　サービスを利用しやすいしくみづくり

### （１）総合的な相談・支援体制

施策展開

①分野を超えた相談体制の整備

こども・障害のある方・高齢者などの分野を超えて生活に関わる多様な相談に対応できるよう多職種連携による体制を整備します。

②子育て世代の支援

未就園の親子が孤立しないための子育て相談機会や交流の場の提供やこどもの発達相談等を行います。

③介護者への支援

介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

④低所得世帯に対する支援

資金貸付とともに関係機関が連携して必要な相談援助を行い、安定した生活を送れるよう支援します。

⑤きめ細かな相談体制の整備

該当する方が少ない困りごとに関しても漏れなく支援できる体制を整備します。

⑥情報提供の推進

広報誌、「いねばん」、ホームページ、ＳＮＳ、口伝えなど多様な媒体を活用し、情報を必要とする方へ届けます。（全事業共通）

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 総合相談事業 | 高齢者を中心に住民の様々な困りごとの相談窓口として、住み慣れた町で安心して生活するため心身の安定及び生活の質の向上に資するよう必要な制度や機関及びサービスにつなげ、継続して支援します。 | 町 | ① |
| 子育て支援センター事業（ぽれぽれ） | 親同士が安心してつながり育ち合える関係になるための交流の場を提供し、子育て・発育相談や教室等の開催、情報提供等を行います。 | 町 | ② |
| 母子保健事業（教室・相談事業） | 保護者が健やかにこどもを産み育てるために、各教室や相談事業、また発達確認や保健指導を行います。<br>〇ぽれぽれ相談日<br>〇離乳食教室<br>〇７か月相談・１歳相談<br>〇年中児発達サポート事業 | 町 | ② |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 家族介護支援事業（介護者交流会） | 在宅介護者に対し、介護者相互の交流や相談体制の充実を図り精神的負担を軽減するとともに在宅介護に関する学習機会や情報を提供します。 | 町 | ③ |
| 在宅介護者支援金支給事業 | 在宅介護者に対し、介護に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支援金を支給します。 | 町 | ③ |
| くらしの資金貸付事業 | 生活の不安定な世帯に対し、資金の貸付を行うとともに地域の関係者と連携し、見守り体制の充実に努めます。 | 町 | ④ |
| 生活福祉資金貸付事業 | 低所得世帯、障害のある方、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯等に対し、資金の貸付と継続的な相談支援を行い、生活の安定が図られるよう支援します。 | 社協 | ④ |
| 福祉資金貸付事業 | 要保護者に対し、当面の生活つなぎ資金や緊急医療費を福祉資金として貸付を行い、生活の安定が図られるよう支援します。 | 社協 | ④ |
| 特例貸付フォローアップ相談・支援事業 | 特例貸付借受世帯をはじめ、生活困窮世帯からの相談を受け、生活再建に向けた支援を行います。 | 社協 | ④ |
| 民生委員費（民生児童委員協議会補助金） | 住民と同じ立場で、見落とされがちな課題を専門機関へつなぐ身近な相談相手ともなる民生委員・児童委員の活動を支援します。 | 町 | ⑤ |
| 耳のこと何でも相談事業 | 言語聴覚士による聴力検査や補聴器に関する相談等耳に関する相談を無料で受けられる機会を提供します。 | 社協 | ⑤ |
| 弁護士無料相談事業 | 弁護士による法律相談を無料で受けられる機会を提供します。 | 社協 | ⑤ |

（２）福祉サービスの充実

施策展開

①保育サービスの提供

多様化するニーズに応じた保育サービスを提供します。

②障害福祉サービスの提供

障害のある方が安心して暮らせるよう福祉サービスを提供します。

③高齢者等の移動支援

車を持たない高齢者や身体障害者、要介護者など一人では公共交通機関を利用することが困難な方を支援します。

④在宅医療・介護サービスの提供

医療や介護が必要となった方や介護者に対し、必要な支援を行います。

⑤健康増進の推進

健康寿命を延ばすため、生活習慣改善指導や介護予防などの健康づくりを支援します。

⑥共同募金運動[35]の推進

共同募金の助成事業により地域福祉を推進します。

[35] 共同募金運動：共同募金運動で集まった寄付は、こども、障害のある方、高齢者等を支援する福祉活動や災害時支援に用いられる。

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 保育所管理運営事業 | 時間外保育・一時保育をはじめ、利用者個別のニーズに応えられる運営を行います。また、０歳児保育や開所時間等、多様な保育ニーズに対応する保育体制の確保等保育のあり方について総合的な検討を進めます。 | 町 | ① |
| 障害者福祉関係（個人）補助事業 | 就労系障害福祉サービス利用交通費助成、心身障害者扶養共済制度助成及び日中活動系障害福祉サービス利用給食費助成を行い、サービスの利用促進に努めます。 | 町 | ② |
| 自立支援給付事業 | 障害者総合支援法に基づく各種の障害福祉サービス利用に対して支援を行います。また、伊根町自立支援協議会において、サービスの現状と今後についての検討を行います。 | 町 | ② |
| 障害者地域生活支援事業 | 手話通訳者設置事業・派遣事業、日常生活用具給付事業等を実施し、障害のある方の社会活動への参加支援を行います。 | 町 | ② |
| 居宅介護（重度訪問介護） | 障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定を受けられた方に対し、利用者の自宅へホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事支援を行います。 | 社協 | ② |
| 高齢化対策推進事業（買い物支援） | 自家用車を持たない方や高齢により運転ができなくなった方が安心して在宅生活を継続できるよう買い物支援バスを運行し、食料品や日用品の買出しを支援します。 | 町 | ③ |
| 社会福祉推進事業（福祉有償運送事業） | 福祉有償運送サービス事業を実施する伊根町社会福祉協議会に対し補助を行い、継続的・効果的な事業実施を進めます。 | 町 | ③ |
| 福祉有償運送サービス[36]事業 | 介護認定や障害者手帳を持っておられる方等で公共交通機関の利用が困難な方に対し、町内及び丹後管内への通院等送迎を実施します。 | 社協 | ③ |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 介護や医療が必要になっても、住み慣れた場所でできるだけ最期まで本人・家族が望む暮らしができるよう在宅医療体制や看取り支援等、医療・介護福祉関係者が連携し、必要なサービスを提供します。 | 町 | ④ |
| 配食活用型高齢者見守り事業 | 見守りが必要で調理が困難なひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に対し、配食を通して安否確認等を行い、地域で自立した生活が続けられるよう支援します。 | 町 | ④ |

[36] 福祉有償運送サービス：要介護者や障害のある方等、単独で公共交通機関の利用が困難な方を対象に、ＮＰＯや社会福祉協議会が自家用自動車を使用して行う有償の移送サービス。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 安心生活見守り事業 | 緊急・相談通報装置を貸与し、日常生活における健康や医療等の相談に対する助言や、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を２４時間体制で行い、在宅生活を安心して過ごすことができるよう支援します。 | 町 | ④ |
| 訪問介護<br>（第１号訪問事業） | 介護保険法に基づく介護認定を受けられた方に対し、利用者の自宅へホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の生活支援を行います。 | 社協 | ④ |
| 訪問入浴介護<br>（介護予防訪問入浴介護） | 介護保険法に基づく介護認定を受けられた方に対し、看護師を含む３名の職員が利用者宅を訪問し、簡易浴槽を使って入浴介護を行います。 | 社協 | ④ |
| 福祉器具無料貸出し事業 | 車椅子、電動ベッド、サイドテーブル等の福祉器具を必要な方へ無料で貸し出します。 | 社協 | ④ |
| 健康増進事業 | それぞれの世代に合ったアプローチで健康づくりやフレイル[37]予防に取り組めるよう、各種健（検）診、健康教育や健康相談等を実施します。<br>○各種健（検）診（健康診査、胃がん検診等各種がん検診<br>○健康教育（運動サークル、保健センター開放事業等）<br>○健康相談（栄養相談、糖尿病性腎症重症化予防事業等）<br>○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業 | 町 | ⑤ |
| 歳末たすけあい事業 | 歳末たすけあい募金（共同募金）を財源に、年の瀬にあたって支援を必要とされる方への福祉サービスや地域福祉活動等を実施します。<br>具体的なサービス内容は、年度ごとに検討委員会を開催し、毎年協議します。 | 社協 | ⑥ |

[37] フレイル：健康な状態と要介護状態の中間の段階を指し、移動機能の低下や筋肉の衰え等の「身体的フレイル」、定年退職やパートナーを失うことで引き起こされるうつ状態や軽度の認知症の状態等の「精神・心理的フレイル」、加齢に伴う社会とのつながりの希薄化により生じる独居や経済的困窮の状態等の「社会的フレイル」がある。

## 基本目標２　多様な人づくり

### （１）地域福祉の担い手

施策展開

①地域福祉の担い手づくり

地域の福祉力向上に向けた研修会等を行います。また、地域を総合的に支える機能維持のため、専門職を育成します。

②ボランティアの普及啓発・養成

養成講座や研修会を開催し、ボランティアの発掘と育成を行います。

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 社会福祉推進事業（福祉有償運送事業以外） | 伊根町社会福祉協議会やＮＰＯ法人等への補助を行い、社会福祉協議会事業やボランティア事業等を活性化し、地域福祉の推進に努めます。 | 町 | ① |
| 子育て支援センター事業《再掲》 | 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育てに関する知識・理解を共有する機会を提供し、専門性の向上を図ります。 | 町 | ① |
| 保育所管理運営事業《再掲》 | 地域の保育を担う専門職として、こども一人ひとりに寄り添う保育を実現するため、研修機会を確保し、ニーズに応じた専門性の向上に努めます。 | 町 | ① |
| 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーター[38]を配置し、高齢者や地域資源の状況把握、地域に不足するサービス・支援の創出、ボランティア等担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発等を実施し、高齢者の生活支援基盤の整備を推進します。 | 町 | ①<br>② |
| | 伊根町地域包括支援センターと協働して、地域住民を主体とした地域づくりの推進に取り組みます。 | 社協 | ①<br>② |
| ボランティア講座事業 | ボランティア活動を始めるきっかけ作り、活動者の継続意欲や知識・技術の向上を目的とした講座を開催します。 | 社協 | ② |
| ボランティアリーダー会議 | 登録ボランティアグループのリーダー（代表者）会議を開催し、それぞれの活動や課題の共有、活動支援等について情報共有・協議します。 | 社協 | ② |
| ボランティア交流会 | ボランティア活動者の交流の機会を作り、それぞれの活動ＰＲや意欲向上、活動のきっかけ作りを目的として開催します。 | 社協 | ② |

[38] 生活支援コーディネーター：別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。厚生労働省は、生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定めています。

（２）福祉教育・啓発

施策展開

①人を思う心の醸成

福祉に関する教育や体験学習、研修会等を実施し、こども、障害のある方、高齢者などへの理解を深め、思いやりの心を醸成します。

②人権意識の向上

人権三法（「障害者差別解消法[39]」、「ヘイトスピーチ解消法[40]」、「部落差別解消推進法[41]」）に基づき、人権意識の向上に努めます。

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 保育所管理運営事業《再掲》 | 中学生や高校生の体験学習を受け入れ、園児と接し理解を深められる機会を提供します。また、園児の思いやりの心を育むため、祖父母や地域の方と交流するなど地域に開かれた取組みを進めます。 | 町 | ① |
| 家族介護支援事業（認知症サポーター[42]養成） | 認知症[43]に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。 | 町 | ① |
| 社会福祉体験事業[44] | 中学生を対象に、町内の児童・障害・高齢分野の施設と協力して体験学習を受け入れ、福祉への関心と理解を深める機会を提供します。 | 社協 | ① |
| 福祉協力校推進事業 | 町内の小・中学校と連携協力し、学校と地域とのつながりを通した福祉ボランティア活動を推進し、福祉教育の充実を図ります。 | 社協 | ① |
| 福祉出前講座 | 町内の学校等へ職員を派遣し、福祉の理解を深める講座を開催します。 | 社協 | ① |
| 人権啓発事業 | 人権問題研修会の開催や街頭啓発、啓発用リーフレットの配布等を行い、人権啓発に努めます。 | 町 | ② |

[39] 障害者差別解消法：障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある方に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

[40] ヘイトスピーチ解消法：本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組みを推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を実施することについて規定した法律。

[41] 部落差別解消法：部落問題の解消に向けた取組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定した法律。

[42] 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見を持たず、日常生活の中で認知症の方が困っているのを見かけた時に声をかけるなど、自分のできる範囲で認知症の方やその家族を見守り、支援する人。

[43] 認知症：様々な要因によって脳の神経細胞が萎縮するなどして壊れ、そのために認知機能が低下して、日常生活や人間関係等に支障をきたすようになってきた状態。

[44] 社会福祉体験事業：中学生が社会福祉施設や地域在宅等において、児童や障害のある方、お年寄りたちとのふれあいや、つながりを深め、施設で働く人たちの仕事を体験することを通して、命の尊さや思いやり、優しさ･人としての本当の強さを養う取組み。

## 基本目標３　気づき支え合う絆づくり

（１）居場所・生きがい

施策展開

①居場所づくり

こどもや高齢者などの居場所や活動拠点を整備します。

②生きがいづくり

日常生活の中における生きがいづくりを推進します。

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 生活支援体制整備事業《再掲》 | 地域づくり推進会議等において、既存の資源や仕組みの活用について共有し、生活支援コーディネーターを中心に、居場所づくりの支援・整備を行います。 | 町 | ① |
| 放課後児童健全育成事業 | 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業期間中に児童の学習の場や安心・安全に遊べる場を提供し、心身ともに健全な児童の育成を推進します。 | 町 | ① |
| 介護予防普及啓発事業 | 地域主体の居場所づくり、老人クラブ、サロン活動等との調和を図り活動の拠点を整備します。 | 町 | ① |
| | 地域主体の居場所づくり活動の支援として、専門講師の派遣や職員派遣を行います。 | 社協 | ① |
| 老人福祉センター管理運営事業 | 世代を越えた地域交流等の拠点である「泊泉苑」の施設整備・修繕を行い、地域住民の方が多面的な活用ができるよう管理・運営に努めます。 | 町 | ① |
| 老人福祉センター事業 | 高齢者の各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者福祉の増進を図ります。 | 社協 | ① |
| いきいき交流施設管理運営事業 | 地域住民の方が多面的な活用ができるよう「かじか苑」の管理・運営に努めます。 | 町 | ① |
| ふれあいサロン事業 | 地域の集会所等を拠点として、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止を目的に高齢者とボランティアが一緒に企画しながら茶話会や健康体操等「楽しく・気軽に」仲間づくりを行う活動を実施します。 | 社協 | ①<br>② |
| 男性サロン事業 | ６５歳以上の一人暮らしの男性や７５歳以上の高齢者世帯の男性を対象に閉じこもりを防ぎ、心身が健康で生きがいのある生活を送ることを目的に昼食作りや体操、音楽、文化活動等「楽しく・気軽に」仲間づくりを行う活動を実施します。 | 社協 | ①<br>② |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 高齢者活性化事業 | 老人クラブやシルバー人材センター[45]の活動の活性化や、高齢者が生きがいを見出すことができるよう補助を行い、活動を支援します。 | 町 | ② |
| 温泉クラブ事業 | 泊泉苑の温泉利用促進を目的として、概ね５名以上の高齢者グループに対し、無料で泊泉苑までの送迎と、希望により送迎時の買い物支援を実施します。 | 社協 | ② |

（２）地域の支え合い

施策展開

①見守り活動の推進

住民相互の声かけや民生委員・児童委員、ボランティアによる訪問活動など様々な見守り活動を推進します。

②社会資源との結びつきの強化

社会資源である各種事業所が互いに連携しネットワークを広げます。

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 民生委員費（民生児童委員協議会補助金）《再掲》 | 最も近い距離感で住民を支え、専門機関とのつなぎ役ともなる民生委員・児童委員に対し、見守り活動に必要な情報の提供、関係機関との連携の促進等活動を支援します。 | 町 | ① |
| 認知症総合支援事業 | 認知症の方の日常の見守りや徘徊時の早期発見、事故の未然防止のため、地域の関係機関等とともに、日常の見守りから広域での徘徊にも対応できる見守りＳＯＳネットワークを構築します。 | 町 | ①<br>② |
| 高齢者見守りネットワーク企業連絡会[46] | 高齢者を広く見守ることを目的に、町内の企業等と連携して高齢者の見守りネットワークを構築します。 | 社協 | ①<br>② |
| 総合相談事業《再掲》 | 保健福祉医療ネットワーク会議[47]による多職種連携や社会資源との結びつきを強化します。 | 町 | ② |

[45] シルバー人材センター：原則として市（区）町村単位に置かれ、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに高齢者が豊かな経験と能力を生かし、自主的に社会参加することにより、生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした公益・公共的な組織。伊根町は、宮津与謝広域シルバー人材センターに属する。

[46] 高齢者見守りネットワーク企業連絡会：伊根町社会福祉協議会の事業で、さりげない見守り活動として地域の企業に協力を得て高齢者の見守りを行う組織。

[47] 保健福祉医療ネットワーク会議：高齢者等が住み慣れた地域で安心して活き生きと暮らせる『地域包括ケアシステム』の実現を目指し、保健、福祉及び医療等の各種サービスや地域における多様な社会資源の総合調整を行い、困難事例や広域的な課題について検討し、統一的な支援体制を総合的に調整・推進する組織。

## 基本目標４　誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり

### （１）成年後見・権利擁護

施策展開

①権利擁護体制の充実

成年後見制度をはじめとした権利擁護支援体制に関する課題の解決に向け、必要な人が必要なときに適切に権利擁護支援が受けられるしくみづくりを行います。

②虐待の防止

関係機関と地域とのネットワークを強化し、全員が連携して虐待の防止、迅速な対応を行います。

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護部会の開催や中核機関における相談支援機能の充実や普及啓発等を実施します。また、申立て支援や後見人等の報酬助成を行い、必要な人が必要な支援を速やかに受けられるよう努めます。 | 町 | ① |
| 権利擁護事業 | 虐待の防止のため関係機関等とのネットワークを充実・強化し、また地域全体が連携して虐待の防止と必要時に迅速な対応を図ります。 | 町 | ① |
| 地域福祉権利擁護事業 | 認知症や障害によってひとりで決めることに不安や心配のある方を対象に、福祉サービスの利用手続きの支援や日常生活に必要な金銭管理の支援を行います。 | 社協 | ① |
| 児童虐待防止対策事業 | 要保護児童の適切な保護や、要保護児童・要支援児童とその家族、特定妊婦等への適切な支援や対策を実施し、虐待の防止に努めます。 | 町 | ② |

### （２）安心・安全なまちづくり

施策展開

①交通安全・防犯対策

②災害時の支援

具体的な取組み

| 事業名 | 内容 | 担当 | 施策展開 |
|---|---|---|---|
| 交通安全対策事業 | 交通事故防止の啓発活動を行い、住民の交通安全意識の向上を図る。 | 町 | ① |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 防犯・暴力追放対策事業 | 防犯・暴力追放の啓発活動を行い、防犯意識の向上や犯罪抑止を図る。犯罪発生時には、犯罪被害者の早期支援を行います。 | 町 | ① |
| 災害時要配慮者[48]支援事業 | 災害時に自力で避難することが困難な要配慮者に対し、災害時要配慮者台帳への登録を行い、関係機関と連携して見守りや福祉避難所[49]への避難支援を行います。 | 町 | ② |
| 災害ボランティアセンター[50] | 災害時に伊根町と社協が締結する災害ボランティアに関する協定に基づき災害ボランティアセンターを設置し、被災地域の復旧・復興に向けた支援を行います。 | 社協 | ② |
| 災害ボランティアセンター運営委員会 | 災害時に迅速かつ円滑な対応がとれるよう、平常時から関係機関等との連携体制を整えることを目的に「伊根町災害ボランティアセンター運営委員会」を設置します。 | 社協 | ② |

[48] 要配慮者：障害のある方、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。「その他特に配慮を要する人」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等が想定されている。
[49] 福祉避難所：避難生活において一定の配慮を要し、特別な支援が必要な方を対象とする避難所。一般避難所への避難後に、そのまま生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれる。
[50] 災害ボランティアセンター：災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。被災地でスムーズな災害ボランティア活動を開始し、被災者の生活を早期に復旧させることを目的とする。

# 第Ⅱ部　伊根町自殺対策基本計画

## 第１章　計画の概要

### １　計画策定の趣旨

我が国では、これまで「個人の問題」として認識されがちであった自殺を社会の問題」として認識し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するため、平成１８年１０月に「自殺対策基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、翌年には「自殺総合対策大綱」が策定されました。基本法制定から１０年の節目に当たる平成２８年４月には自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるよう基本法が改正されました。

この改正に合わせて、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、その後令和４年に改定されています。

また京都府では、地域共生社会の実現を目指す中、自殺対策の推進を目的として「京都府自殺対策に関する条例」及び「京都府自殺対策推進計画」が策定されました。

しかし、京都府及び本町においても依然として自らの命を絶つ方がおられること、全国的に若者の自殺対策を進める必要があること、また、失業、不安、孤立などが自殺に結びつくことを防ぐ必要があることなどから、今後も生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組んでいく必要があります。

こうした動向を踏まえ、本町においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「自殺対策基本計画」を策定します。

### ２　計画の位置づけ

本計画は、基本法に定める「市町村自殺対策計画」として位置づけます。

### ３　計画の期間

計画の期間は、令和７（2025）年度から令和１１（2029）年度までの５か年とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ４　計画の推進体制・進行管理

自殺対策は、行政の取組みのほか、住民、地域、保健・医療・福祉関係機関、教育機関、警察署、消防署、民間団体・ボランティア団体など、官民関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力を図りながら取組みを推進します。

計画の推進にあたっては、こうした関係機関のほか、近隣市町・府・地域ネットワーク団体などに連携・協力を仰ぎ、ネットワークを強化し、取組みを推進します。

また、町の福祉や政策に関する各種会議で取組内容を報告し、進行管理を行います。

# 第２章　自殺の現状

## １　伊根町の現況

総人口の推移をみると年々減少しており、令和２年は、１，９２８人となっています。

**総人口・総世帯数の推移**

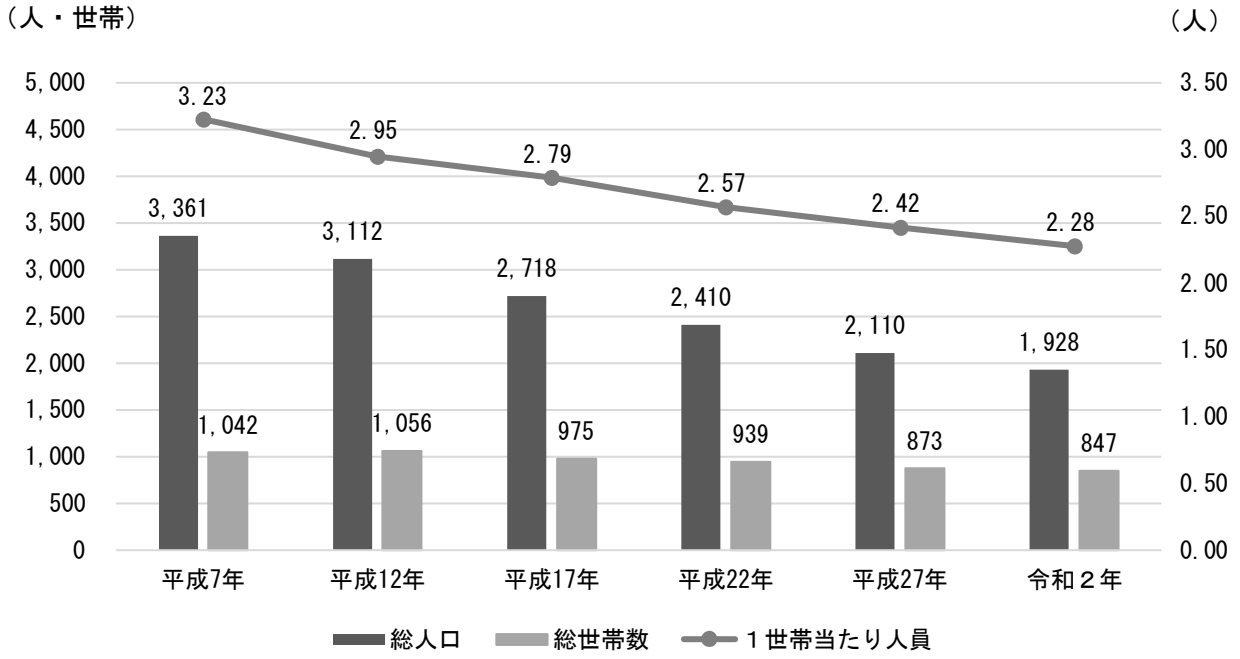


資料　国勢調査（各年１０月１日現在）

## ２　過去１０年間に見る伊根町の自殺の状況

伊根町の自殺者は、数年に１度ある状況です。自殺率[51]は、参考に記載します。

**伊根町・京都府・全国の自殺者数の推移（単位　自殺者数：人、自殺率%）**

| | | 平成２６年 | 平成２７年 | 平成２８年 | 平成２９年 | 平成３０年 | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伊根町 | 自殺者数 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 自殺率 | 0.0 | 42.8 | 49.0 | 0 | 0 | 47.4 | 0 | 0 | 50.3 | 0 |
| 京都府 | 自殺者数 | 471 | 424 | 399 | 368 | 343 | 323 | 355 | 376 | 375 | 410 |
| | 自殺率 | 18.0 | 16.2 | 15.3 | 14.1 | 13.2 | 12.5 | 13.8 | 14.7 | 14.6 | 16.1 |
| 全国 | 自殺者数 | 25,427 | 24,025 | 21,897 | 21,321 | 20,840 | 20,169 | 21,081 | 21,007 | 21,881 | 21818 |
| | 自殺率 | 20.0 | 18.9 | 17.3 | 16.8 | 16.5 | 16.0 | 16.7 | 16.7 | 17.3 | 17.5 |

[51] 自殺率：人口 10 万人当たりの年間自殺者数を表す（自殺者数÷人口×100,000 人）。

# 第３章　計画の基本方針

## １　自殺問題に関する住民の理解を得る

自殺は心身の問題のほか、職場や生活の環境、人間関係など、様々な要因が複雑に関係しており、誰もが当事者となり得ること、また、当事者やその親族など一部の人で抱え込むのではなく、幅広い支援のもと改善されるべき問題であることが広く認識されるよう住民の理解促進を図ります。

## ２　自殺の要因を減らしていく

自殺の多くが様々な社会環境から心身ともに追い込まれることにより生じるものであることから、職場や学校、地域でのあらゆる場面における体制整備や人材養成など、環境・状況改善に向けた対策を実施します。

## ３　個々の悩みに寄り添う支援体制を整備する

自殺に向かってしまいそうな悩みを抱えた方について、その置かれた環境や人間関係なども様々であることから、個々の状況やその原因、背景に対応した丁寧な支援が受けられるよう相談・支援体制の充実を図ります。なお、支援にあたっては、悩みの解消などの予防から事後の遺族への対応まで、自殺をめぐる各段階を捉えた切れ目のない対策を実施します。

## ４　児童・生徒への支援を図る

家庭・社会環境による影響を受けた児童・生徒が、自らの思いや悩みなどについてＳＯＳが出せるような支援体制を構築し、ＳＯＳの出し方や生命の大切さについて考えることができるよう支援を図ります。

## ５　国、京都府、民間団体等と連携する

国、府、援助団体との適切な役割分担と連携のもと、また地域共生社会の実現を目指す観点から、地元地域との連携も模索し、地域におけるネットワークの強化を図り、効果的に取組みを推進します。また、医療・福祉施策、教育施策など、関係する他の施策・計画との整合性を確保し、有機的な連携による総合的・計画的な取組みの展開を図ります。

# 第４章　重点施策

## １　現状の認識、課題の把握

自殺者数やその原因、背景などを京都府や警視庁提供のデータを整理し、分析に努めます。本町では、自殺者数は多くないものの、人口１０万人当たりの数値で見ると京都府下平均より高くなっている状況が生じており、その要因の把握を進めます。

## ２　自殺の問題の理解促進の取組み

あらゆる機会を捉えて、自殺問題の現状や各種取組みを広報します。

（１）「京都いのちの日」を中心とした啓発

京都いのちの日（３月１日）、自殺対策強化月間（３月）、自殺予防週間（９月１０日から１６日まで）において、街頭啓発を実施するほか、いねばん、ホームページなどを活用した啓発、相談機関の周知を行います。

（２）若者の自殺対策

教育機関と連携して、若者を対象とする広報啓発を実施し、生命の大切さについて理解が得られるよう努めます。また、身近なＳＮＳなどを活用した広報を実施します。

（３）イベント等を活用した啓発

上記のほか、町のイベントや各種事業の機会を捉え、特設ブースの設置など効果的な啓発活動の実施に努めます。

## ３　自殺対策を支える人材の育成・確保

自殺の防止や遺族のケアなどに大きな役割を担う人材の育成、確保に努めます。

（１）ゲートキーパー[52]講座の実施

京都府と共催で実施しているゲートキーパー講座を継続実施します。

（２）町職員研修の実施

上記講座を町職員研修に位置付け、行政職員が率先して当事者に寄り添える体制を作ります。

（３）新たな研修機会の模索

その他、国や京都府、各種専門団体主催の講座・研修に行政職員が積極的に参加し、コーディネートできるよう情報収集、情報提供に努めます。

[52] ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで「命の門番」を意味する。

## ４　相談・支援体制の整備

一人で悩みを抱え込まないような、相談機関や支援体制を作ります。

（１）「くらしの総合相談会」の開催

京都府と共催で実施している臨床心理士、弁護士、社会保険労務士、保健師、相談就労支援員などによる相談体制を整えた相談会の開催を継続実施します。

（２）各種専門会議への参画

「自殺のない社会づくり市区町村会」、「みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク運営委員会」など、全国規模もしくは丹後管内で自殺の問題について検討協議するネットワーク会議に参画し、本町の対応状況を検証するほか、情報収集を行います。

（３）町相談窓口の設置

町において、窓口を設け相談を受け付けるほか、京都府精神保健福祉総合センター内「京都府自殺ストップセンター（いのちのサポートチーム）」や「こころの相談電話」、その他の相談機関へつなぎ、支援を広げるとともにそれらの相談機関について、住民にわかりやすく紹介、広報します。

# 伊根町地域福祉推進会議設置要綱

平成２８年５月２０日告示第３６号

（目的）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定により策定する伊根町地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく地域福祉を住民参加により、総合的に推進するため、伊根町地域福祉推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、次の各号に掲げる事項について調整及び協議する。

（１）　計画の策定及び変更に関すること。

（２）　前条に規定する目的を達成するため、地域福祉の推進について必要な事項の検討

（組織）

第３条　会議は、１５人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　社会福祉及び保健・医療関係者

（３）　地域活動団体等関係者

（４）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この告示は、平成２８年５月２０日から施行する。

# 伊根町地域福祉推進会議委員名簿

（敬称略）

| 分　野 | 氏　名 | 所属団体名等 |
|---|---|---|
| 学識経験者 | 大江　志津子 | 元伊根町民生児童委員協議会　副会長 |
| | 三野　正巳 | 元人権擁護委員 |
| 社会福祉及び<br>保健・医療関係者 | ◎　折戸　和代 | 伊根町民生児童委員協議会　会長 |
| | 濱野　岩生 | 伊根町老人クラブ連合会　会長 |
| | 嶋崎　福寿 | 社会福祉法人与謝郡福祉会<br>特別養護老人ホーム長寿苑　施設長 |
| | 野村　和弘 | 社会福祉法人よさのうみ福祉会<br>伊根の里　管理者 |
| 地域活動団体等関係者 | ○　小西　二美子 | 伊根町ボランティアグループ　代表 |
| その他町長が必要と認める者 | 村上　翔一 | 伊根小学校ＰＴＡ　会長 |

◎会長　○副会長

| | | |
|---|---|---|
| 事務局 | 石野　靖 | 伊根町保健福祉課　課長 |
| | 矢野　智樹 | 伊根町社会福祉協議会　事務局長 |
| | 坂井　亜紀子 | 伊根町保健福祉課　課長補佐 |
| | 中川　陽子 | 伊根町保健福祉課　福祉係　係長 |
| | 倉　学 | 伊根町保健福祉課　福祉係　主任 |

第３期　伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月　令和７年３月

発行　伊根町保健福祉課
〒626-0493
伊根町字日出651番地
TEL　0772-32-0504
FAX　0772-32-1009

社会福祉法人　伊根町社会福祉協議会
〒626-0413
伊根町字泊１番地
TEL　0772-32-0176
FAX　0772-32-1416